

令和5年度

若狭の健康福祉

(事業概要)



福井県嶺南振興局

若狭健康福祉センター

目次

第1編	福井県嶺南振興局若狭健康福祉センターの概要	- 1 -
1	管内の概況	- 1 -
2	組織機構	- 1 -
3	沿革	- 2 -
4	定例業務	- 3 -
5	運営協議会	- 3 -
第2編	主要指標	- 4 -
第1章	人口静態	- 4 -
1	管内人口の動向	- 4 -
(1)	管内総人口	- 4 -
(2)	管内年齢別人口	- 5 -
(3)	管内・市町別年齢3区分別人口	- 5 -
第2章	人口動態	- 7 -
1	人口動態総覧	- 7 -
2	出生	- 9 -
3	死亡	- 10 -
第3編	福祉	- 12 -
第1章	生活保護	- 12 -
1	生活保護の現状	- 12 -
第2章	生活困窮者自立支援	- 14 -
第3章	児童福祉	- 15 -
1	児童福祉施策の状況	- 15 -
(1)	保育対策等	- 15 -
(2)	子育てマイスター	- 16 -
2	家庭相談の状況	- 16 -
第4章	障がい者福祉	- 18 -
1	身体障がい者の状況	- 18 -
2	特別障害者手当等の支給	- 19 -
3	福祉のまちづくり	- 19 -
(1)	福祉のまちづくり条例	- 19 -
(2)	ハートフル専用パーキング利用証制度	- 19 -
(3)	バリアフリー表示証制度	- 20 -
第5章	母子・父子・寡婦福祉	- 21 -
第6章	女性福祉	- 22 -
第4編	保健	- 23 -
第1章	感染症	- 23 -
1	感染症法の現状	- 23 -
2	感染症対策	- 23 -
(1)	感染症発生動向調査（感染症サーベイランス事業）の実施	- 23 -

(2) 感染症発生届出・集団発生報告状況	- 24 -
(3) エイズ・肝炎対策	- 25 -
(4) 福井県肝炎治療特別促進事業	- 25 -
(5) 情報発信	- 26 -
(6) 感染症普及啓発事業(ライフステージ別感染症教室)	- 26 -
(7) 感染症に関する連携会議	- 28 -
(8) 新型コロナウイルス感染症	- 28 -
第2章 結核	- 30 -
1 結核対策の現状	- 30 -
2 結核対策事業	- 31 -
(1) 結核健康診断	- 31 -
(2) 新登録結核患者発見方法	- 32 -
(3) 結核患者訪問指導	- 32 -
(4) 結核患者地域DOTS事業の状況	- 33 -
第3章 難病	- 34 -
1 難病対策の実施状況	- 34 -
(1) 特定医療費(指定難病)支給認定制度(旧:特定疾患治療研究事業)	- 34 -
(2) 在宅難病患者家庭訪問指導事業	- 34 -
(3) 在宅難病患者訪問指導(診療)事業	- 34 -
(4) 特定疾患患者相談事業	- 35 -
(5) 難病対策地域協議会(地域ケアシステム検討会議)	- 35 -
(6) 重症難病患者在宅療養支援事業	- 35 -
(7) 福井県在宅人工呼吸器使用患者支援事業	- 36 -
(8) 人工呼吸器装着等難病患者の災害時支援	- 36 -
(9) 災害時在宅人工呼吸器電源確保事業	- 36 -
第4章 精神保健	- 37 -
1 精神保健福祉の動向	- 37 -
2 精神保健福祉相談	- 38 -
3 ひきこもり対策	- 39 -
4 ネットワーク体制の整備	- 39 -
5 自殺対策	- 39 -
(1) 管内の状況	- 39 -
(2) 若狭地域自殺対策連絡協議会	- 40 -
第5章 母子保健	- 42 -
1 医療給付	- 42 -
(1) 小児慢性特定疾病医療費助成制度	- 42 -
(2) 特定不妊治療費助成事業	- 42 -
2 人工妊娠中絶	- 43 -
3 母子保健相談実施状況	- 43 -
4 先天性代謝異常等検査事業	- 44 -

5	育児不安解消サポート事業（“かるがも”のお部屋）	- 44 -
6	母子保健支援事業	- 45 -
7	市町における母子保健事業	- 45 -
	（1）1歳6ヵ月児健康診査	- 45 -
	（2）3歳児健康診査	- 46 -
第6章	健康増進	- 47 -
1	健康づくりの推進	- 47 -
	（1）食環境の整備	- 47 -
	（2）運動習慣の推進	- 47 -
	（3）食生活改善推進員の活動	- 48 -
2	がん対策	- 48 -
	（1）がん検診受診率	- 48 -
	（2）がん検診推進医活動	- 49 -
	（3）がん検診受診促進キャンペーン	- 49 -
3	受動喫煙防止、禁煙支援対策	- 49 -
4	若狭地域・職域連携推進協議会	- 49 -
5	給食施設指導	- 50 -
	（1）給食施設指導	- 50 -
	（2）「食形態共有一覧表」による栄養管理情報共有の推進	- 51 -
第7章	歯科保健	- 52 -
1	歯科保健対策の現状	- 52 -
2	市町における歯科保健事業	- 52 -
第5編	医療	- 53 -
第1章	医療対策	- 53 -
1	医務関係業務	- 53 -
	（1）地域医療の推進	- 53 -
	（2）嶺南地域医療構想調整会議・若狭地域医療連携体制協議会	- 53 -
第2章	薬事	- 55 -
1	薬事関係業務	- 55 -
	（1）医薬品および毒物劇物対策	- 55 -
	（2）献血状況	- 55 -
	（3）薬物乱用防止対策	- 56 -
第6編	環境衛生	- 57 -
第1章	食品衛生	- 57 -
1	食品衛生法に基づく施設数	- 57 -
	（1）営業許可を要する施設	- 57 -
	（2）届出を要する食品関係施設	- 60 -
	（3）福井県食品衛生条例に基づく許可および登録営業施設数	- 61 -
2	食中毒発生状況	- 61 -
3	衛生教育実施状況	- 61 -

4	ふぐ処理施設届出数およびふぐ処理師数	- 61 -
5	調理師・製菓衛生師試験および免許取得状況	- 62 -
6	食品等の収去検査状況	- 63 -
第2章	動物愛護・狂犬病予防	- 64 -
1	動物愛護関係業務	- 64 -
2	狂犬病予防関係業務	- 64 -
第3章	環境衛生	- 65 -
1	生活衛生営業施設	- 65 -
2	廃棄物	- 65 -
	(1) 産業廃棄物許可業者(収集運搬業・処分業)	- 65 -
	(2) 産業廃棄物処理施設	- 66 -
	(3) 廃棄物の不適正処理防止	- 66 -
3	自動車リサイクル法	- 67 -
4	ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の処理	- 67 -
5	浄化槽	- 67 -
6	飲料水	- 68 -
7	その他(特定建築物、墓地等、温泉)	- 68 -
第4章	環境保全	- 69 -
1	公害防止関係法令届出状況	- 69 -
2	環境調査、行政検査実施状況	- 69 -
3	公害苦情	- 70 -
第7編	地域活動の支援	- 71 -
第1章	研修	- 71 -
1	地域保健福祉環境関係職員研修事業	- 71 -
2	若狭地域保健研究会	- 71 -
第2章	介護保険	- 72 -
1	介護保険制度の現状	- 72 -
2	地域包括支援センター連絡会	- 73 -
3	介護保険制度および在宅医療の推進に向けた支援	- 73 -
第3章	臨床医師研修	- 74 -
第4章	看護系大学の公衆衛生看護学実習等	- 74 -
第5章	医学生の臨床実習	- 74 -
第6章	栄養士の臨床実習	- 74 -
第8編	健康危機管理	- 75 -
第1章	健康危機管理対策	- 75 -
1	健康危機管理対策の現状	- 75 -

※全ての表、図は、管内、若狭町について、特に表記がない限り以下に示すとおりとする。
・管内：小浜市、高浜町、おおい町、若狭町のうち旧上中町の区域のみ。
・若狭町：旧上中町の区域のみ。

第1編 福井県嶺南振興局若狭健康福祉センターの概要

1 管内の概況

嶺南振興局若狭健康福祉センター（以下、「当センター」という。）は、福井県南西部の小浜市、高浜町、おおい町および若狭町（旧上中町の地域）の1市3町を所管区域としている。

当地域は、南東に滋賀県、南西は京都府と接し、北は日本海若狭湾に面した東西に長い地形で、リアス式の美しい海岸線を有し、古代より大陸から京都・奈良への玄関口として栄え、貴重な社寺仏閣が各地に点在する。

管内面積は県全体の14.3%にあたる599.78k㎡、管内人口は52,814人（旧三方町を含めると59,476人）で県全体の7.0%（令和4年10月1日）である。総面積のうち山林が約80%を占め、平野部は少なく耕地は約7%である。

平成26年7月に舞鶴若狭自動車道（若狭さとうみハイウェイ）が全線開通し、嶺北地域へのアクセスが格段に向上したことにより、長年の課題であった嶺南と嶺北の一体化が大きく進展した。さらに、従来からつながりの深かった中京地域との時間距離が短縮することにより、一層の交流拡大が期待される。

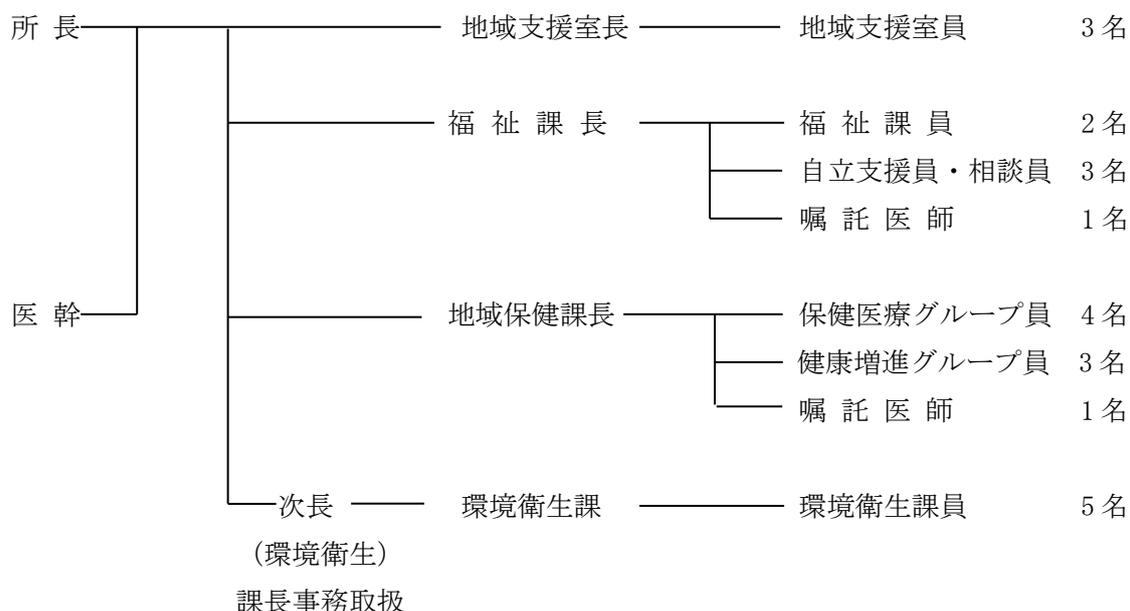
主な産業は、農林水産業などの第一次産業と観光、原子力発電関連産業である。

また、伝統産業には、若狭塗や若狭めのう細工などがある。

この地域を含む嶺南地域には、原子力発電所が合わせて15基立地しており、京阪神方面への電力供給基地となっていたが、うち7基は廃止措置中であり、現在の運転中（定期検査中を含む）は8基となっている（令和5年9月1日現在）。

2 組織機構

(R5.9.1現在)



職 種 別 職 員 配 置 表 (R5.9.1)

課室別 \ 職種別	事務 吏員	医 師	薬 劑 師		獣 医 師	化 学	管 理 栄 養 士	診 療 放 射 線 技 師	保 健 師	福 祉 心 理	嘱 託 医 師	自 立 支 援 ・ 相 談 員	(兼) 動 物 管 理 員	合 計
所 長	-	-	-		-	-	-	-	1	-	-	-	-	1
医 幹	-	(1)	-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	(1)
次 長	-	-	-		1	-	-	-	-	-	-	-	-	1
地域支援室	3	-	1		-	-	-	-	-	-	-	-	-	4
福 祉 課	2	-	-		-	-	-	-	-	1	(1)	3	-	6(1)
地域保健課	2	-	-		-	-	1	(1)	5	-	(1)	-	-	8(2)
環境衛生課	-	-	4		-	1	-	-	-	-	-	-	-	5
合 計	7	(1)	5		1	1	1	(1)	6	1	(2)	3	-	25(4)

※ () は非常勤嘱託、兼務職員で外数。

3 沿革

福 井 県 小 浜 保 健 所 沿 革		福 井 県 若 狭 福 祉 事 務 所 沿 革	
昭和 15 年 12 月	小浜町鹿島に敦賀・三方・遠敷・大飯の 4 郡を管轄区域として小浜保健相談所を開設。		
昭和 19 年 2 月 9 日	遠敷郡を管轄区域として小浜保健所を開設。		
昭和 20 年 3 月 31 日	旧高浜警察署旧庁舎跡に大飯郡を管轄区域として高浜保健所を開設。		
昭和 25 年 3 月 31 日	高浜保健所を吸収して小浜保健所とし、高浜支所を置き、小浜町・遠敷郡・大飯郡を管轄。	昭和 26 年 10 月 1 日	若狭地方事務所民生課として発足。
昭和 28 年 10 月 10 日	小浜保健所に総務・保健予防課の 2 課を設置。	昭和 31 年 2 月 1 日	若狭事務所福祉課に名称変更。
昭和 35 年 6 月 1 日	新たに衛生課を設置し 3 課制。	昭和 37 年 4 月 1 日	若狭福祉事務所として独立。民生・保護の 2 課制。
昭和 47 年 10 月 10 日	小浜保健所高浜支所を廃止。	昭和 48 年 4 月 1 日	若狭家庭児童相談室を併設。
昭和 50 年 7 月 7 日	小浜市四谷町に新築移転。(現在地)	昭和 49 年 4 月 1 日	総務課新設。3 課制。
平成 8 年 4 月 1 日	機構改革により嶺南振興局小浜保健所に名称変更。	昭和 57 年 4 月 1 日	総務課廃止。民生・保護の 2 課制。
平成 9 年 4 月 1 日	衛生課を生活衛生課、保健予防課を健康増進課に名称変更。	平成 8 年 4 月 1 日	機構改革により嶺南振興局若狭福祉事務所に名称変更。
平成 10 年 4 月 1 日	福祉保健推進室を設置(若狭福祉事務所職員 1 名が兼務。室長は総務課長が兼務。)	平成 9 年 4 月 1 日	民生課を地域福祉課に名称変更。
福 井 県 嶺 南 振 興 局 若 狭 健 康 福 祉 セ ン タ ー 沿 革			
平成 12 年 4 月 1 日	若狭福祉事務所と小浜保健所を組織統合し、嶺南振興局若狭健康福祉センターを設置。地域支援室、福祉課、健康増進課、環境衛生課の 1 室 3 課体制。		
平成 22 年 4 月 1 日	健康増進課を地域保健課に名称変更。(保健医療 G と健康増進 G の 2 グループ体制)		

4 定例業務

(R5.4.1現在)

内 容	日 程	時 間
育児不安解消相談 (かるがものお部屋)	毎月第4火曜日	13:30～15:30
精神保健相談(精神科医師)	毎月第1・3火曜日 (予約制)	9:30～11:30
エイズ・肝炎検査、相談	毎月第1・3月曜日	9:00～10:30
身体・知的障がい者(児)相談	月～金曜日	8:30～17:15
生活困窮者就労相談	火・金曜日	9:00～17:15
女 性 相 談	月・木・金曜日	9:00～17:15
家 庭 児 童 相 談	月・火・金曜日	9:00～17:15
母子(父子)・寡婦相談	月・火・木曜日	9:00～17:15
骨髄バンク登録受付	月～金曜日 (予約制)	8:30～17:15

5 運営協議会

住民のニーズに応えるため福祉・保健・医療・環境等に関する総合的な施策の審議を行っている。

運 営 協 議 会 委 員

(R5.4.1現在)

区 分	役 職 名	氏 名
医療関係団体	小浜医師会長	一 瀬 亨
市 町	小浜市長	松 崎 晃 治
”	高浜町長	野 瀬 豊
社会福祉団体	小浜市社会福祉協議会理事長	山 岸 博 之
学 校	小浜市養護教諭研究会代表	栗 原 エ ミ
事 業 所	若狭食品衛生協会会長	清 水 正 信
住 民 代 表	J A福井県女性部若狭支部 高浜地区長	小 原 加 津 子
”	おおい町婦人福祉協議会長	早 川 は つ み
”	若狭町民生児童委員協議会副会長	福 井 眞 寿 美
”	小浜市民生委員協議会連合会 主任児童委員部長	坂 田 多 賀 子
”	県食生活改善推進員連絡協議会 若狭支部 支部長	小 谷 清 美
関係行政機関	県嶺南振興局副局長	河 瀬 康 博

第2編 主要指標

第1章 人口静態

ポイント

- ・令和4年10月1日の管内の総人口は52,814人で、平成2年以降は減少傾向が続いている。
- ・管内の人口ピラミッドは、男女共に70～74歳がピークとなった「つぼ型」を示している。

1 管内人口の動向

(1) 管内総人口

令和4年10月1日の管内の総人口は52,814人（男性26,541人、女性26,273人）で、減少傾向が続いている。（表1、表2）

表1 市町別人口等の概況

(R4.10.1現在)

市町名	面積 (k㎡)	総世帯数	人口(人)			人口密度 (人/k㎡)	1世帯あたり人員
			総数	男	女		
小浜市	233.11	12,120	28,378	14,066	14,312	121.74	2.34
高浜町	72.40	4,424	9,967	5,272	4,695	137.67	2.25
おおい町	212.19	3,149	7,698	3,867	3,831	36.28	2.44
若狭町*	178.49	4,776	13,433	6,457	6,976	75.26	2.81
(旧上中町)	82.08	2,357	6,771	3,336	3,435	82.49	2.87
計*	696.19	24,469	59,476	29,662	29,814	85.43	2.43
管内	599.78	22,050	52,814	26,541	26,273	88.06	2.4
県内	4,190.52	294,642	752,976	367,932	385,044	179.68	2.56

面積：国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」
人口・世帯：県統計情報課「福井県の推計人口」

注1 *若狭町、計は旧三方町を含む。

表2 市町村別人口の推移

(各年10月1日現在)

年 市町村別	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和4年 ※
小浜市	33,496	33,295	32,182	31,340	29,670	28,289	28,378
高浜町	12,201	12,119	11,630	11,062	10,596	10,098	9,967
おおい町				8,580	8,325	7,988	7,698
大飯町	7,148	7,032	6,470	6,046	6,012	-	-
名田庄村	3,103	2,915	2,747	2,534	2,313	-	-
若狭町*			16,780	16,099	15,257	13,962	13,433
(旧上中町)	8,077	8,149	8,148	7,825	7,445	7,052	6,771
管内	64,025	63,546	69,809	67,081	56,036	53,427	52,814
県内	826,996	828,944	821,592	806,314	786,740	762,679	752,976

人口：国勢調査（※印は県統計情報課「福井県の推計人口」）

注1 平成17年に上中町と三方町が合併し若狭町となった。

注2 *印 若狭町は旧三方町を含む。

注3 平成18年に名田庄村と大飯町が合併しおおい町となった。

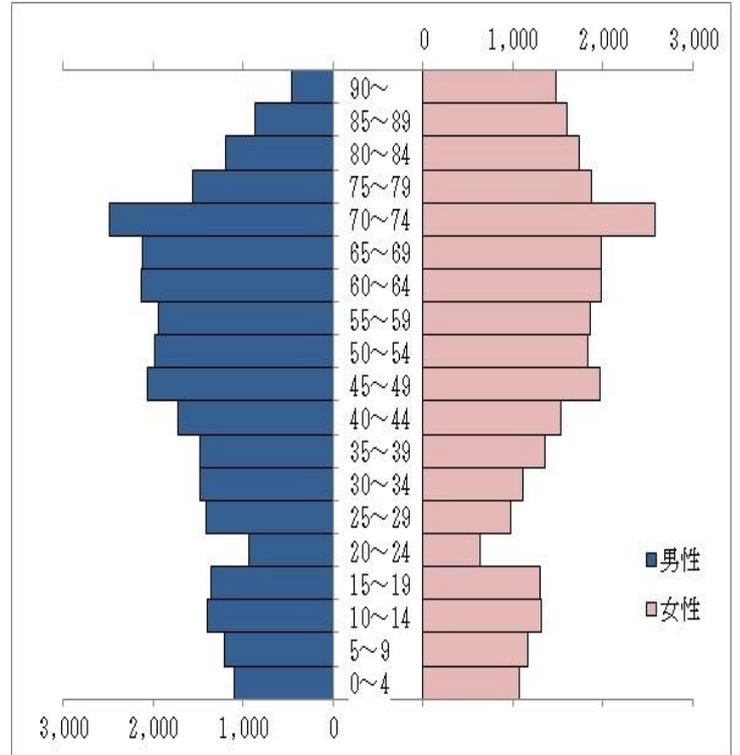
(2) 管内年齢別人口

令和4年10月1日現在の管内の年齢別・男女別人口は、表3のとおりである(但し、旧三方町を含む)。また、人口ピラミッドで表すと図1のとおりであり、男女共に70～74歳が最も多くなっている。

表3 5歳階級別男女別人口(単位:人)

	総数	男性	女性
合計	58,222	28,874	29,348
90～	1,944	464	1,480
85～89	2,461	860	1,601
80～84	2,934	1,192	1,742
75～79	3,429	1,562	1,867
70～74	5,062	2,486	2,576
65～69	4,097	2,117	1,980
60～64	4,110	2,129	1,981
55～59	3,796	1,938	1,858
50～54	3,817	1,983	1,834
45～49	4,028	2,062	1,966
40～44	3,254	1,716	1,538
35～39	2,839	1,479	1,360
30～34	2,587	1,478	1,109
25～29	2,385	1,407	978
20～24	1,567	934	633
15～19	2,661	1,361	1,300
10～14	2,708	1,393	1,315
5～9	2,371	1,211	1,160
0～4	2,172	1,102	1,070

図1 5歳階級別男女別人口ピラミッド(単位:人)



人口：県統計情報課「福井県の推計人口」

注1 年齢不詳1,254人(男788人、女466人)を合計に含む。
注2 旧三方町を含む。

(3) 管内・市町別年齢3区分別人口

令和4年10月1日現在の総人口を年齢3区分別にみると、表4および図2のとおりである。年少人口の割合が減少し、老年人口の割合は増加している。

表4 市町別年齢3区分別人口の推移

小浜市	年齢3区分別人口(人)		
	0～14歳	15～64歳	65歳以上
S60	7,012	21,906	5,093
H7	5,738	20,814	6,944
H12	5,278	20,240	7,777
H17	4,702	19,105	8,373
H22	4,254	18,249	8,695
R2	3,576	15,363	9,269
R4	3,428	14,906	9,136

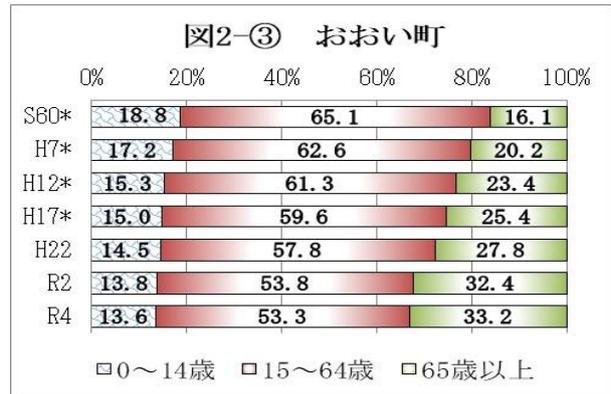
図2 市町別年齢3区分別構成割合の推移



高浜町	年齢3区分別人口（人）		
	年	0～14歳	15～64歳
S60	2,586	7,886	1,838
H7	2,180	7,596	2,425
H12	2,118	7,323	2,677
H17	1,894	6,908	2,826
H22	1,624	6,492	2,941
R2	1,195	5,591	3,299
R4	1,141	5,307	3,250

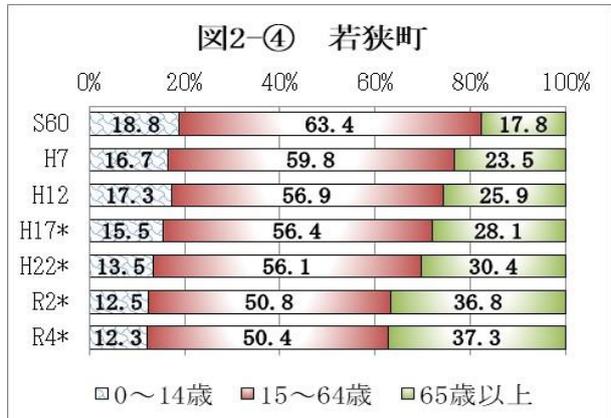


おおい町	年齢3区分別人口（人）		
	年	0～14歳	15～64歳
S60*	1,841	6,378	1,572
H7*	1,764	6,421	2,066
H12*	1,521	6,077	2,315
H17*	1,379	5,494	2,344
H22	1,226	4,893	2,353
R2	1,100	4,280	2,574
R4	1,041	4,083	2,541



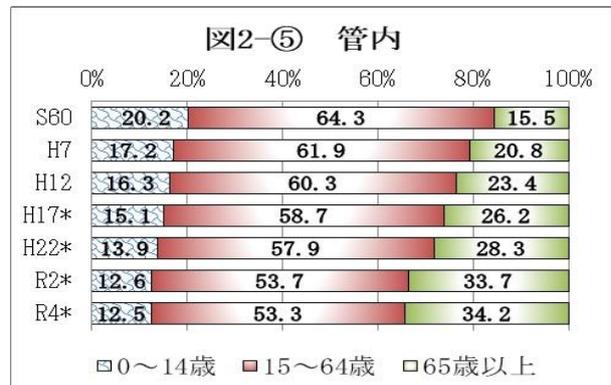
*平成17年までは名田庄村と大飯町の合算数。

若狭町	年齢3区分別人口（人）		
	年	0～14歳	15～64歳
S60	1,525	5,135	1,445
H7	1,345	4,831	1,901
H12	1,407	4,634	2,108
H17*	2,599	9,491	4,730
H22*	2,176	9,024	4,895
R2*	1,741	7,088	5,132
R4*	1,641	6,748	5,000



*平成12年までは上中町の人数、平成17年からは旧三方町を含む。

管内	年齢3区分別人口（人）		
	年	0～14歳	15～64歳
S60	12,964	41,305	9,948
H7	11,027	39,662	13,336
H12	10,324	38,274	14,877
H17*	10,574	40,998	18,273
H22*	9,280	38,658	18,884
R2*	7,612	32,322	20,274
R4*	7,251	31,044	19,927



人口：政府統計総合窓口「都道府県・市区町村別主要統計表」

県統計情報課「福井県の推計人口」

注 「年齢不詳」を含まないため合計しても他の表の総数に一致しない

* 旧三方町を含む。

第2章 人口動態

1 人口動態総覧

ここ5年間の人口動態統計の概況は次の表1-1、2で示すとおりである。

表1-1

市町村名	年	人口 (*1)	出生数(人)		死亡数(人)		自然 増加数(人)	乳児死亡 (人)	新生児 死亡(人)
			率 (人口千対)	2.5kg 未満 出生数(人) 率 (出生千対)	率 (人口千対)	率 (人口千対)			
小浜市	H29	28,844	231 8	20 86.6	439 15.2	△208 △7.2	1 4.3	-	-
	H30	28,407	231 8.1	20 86.6	443 15.6	△212 △7.5	2 8.7	1 4.3	
	R元	28,222	209 7.4	20 95.7	407 14.4	△198 △7.0	-	-	-
	R2	29,881	224 7.5	21 93.8	371 12.4	△147 △4.9	-	-	-
	R3	28,388	195 6.9	13 66.7	453 15.2	△258 △9.1	-	-	-
高浜町	H29	10,291	88 8.6	11 125	137 13.3	△49 △4.8	-	-	-
	H30	10,218	84 8.2	11 131	144 14.1	△60 △5.9	-	-	-
	R元	10,125	80 7.9	8 100.0	139 13.7	△59 △5.8	-	-	-
	R2	10,326	73 7.1	8 109.6	128 12.4	△55 △5.3	3 41.1	2 27.4	
	R3	10,032	74 5.3	9 121.7	136 9.7	△62 △7.8	-	-	-
おおい町	H29	8,059	75 9.3	5 66.7	115 14.3	△40 △5.0	-	-	-
	H30	8,029	68 8.5	5 73.5	113 14.1	△45 △5.6	-	-	-
	R元	7,985	70 8.8	9 128.6	119 14.9	△49 △6.1	-	-	-
	R2	7,910	71 9.0	8 112.7	80 10.1	△9 △1.1	-	-	-
	R3	7,822	67 4.8	4 59.8	713 50.9	△57 △7.2	-	-	-
若狭町 *4	H29	14,724	93 6.3	9 96.8	225 15.3	△132 △9.0	-	-	-
	H30	14,440	109 7.5	13 119.3	207 14.3	△98 △6.8	-	-	-
	R元	14,138	89 6.3	8 89.9	239 16.9	△150 △10.6	1 11.2	1 11.2	
	R2	14,003	97 6.9	9 92.8	235 16.8	△138 △17.4	-	-	-
	R3	13,633	81 5.8	8 98.8	252 18.0	△171 △21.6	-	-	-
管内計 *4	H29	61,918	487 7.9	45 92.4	916 14.8	△429 △6.9	1 2.1	-	-
	H30	61,039	487 8	45 92.4	916 15	△429 △7.0	2 4.1	1 2.1	
	R元	60,470	448 7.4	45 96.8	904 14.6	△456 △7.4	1 2.2	1 2.2	
	R2	62,120	465 7.5	45 96.8	814 13.1	△349 △44.1	3 6.5	2 4.3	
	R3	59,875	417 7.0	34 73.1	1,554 25.0	△548 △69.3	-	-	-
県計	H29	767,343	5,856 7.6	481 82.1	9,347 12.2	△3,491 △4.5	11 1.9	5 0.9	
	H30	761,743	5,826 7.6	505 86.7	9,221 12.1	△3,395 △4.5	8 1.4	2 0.3	
	R元	755,306	5,307 7.0	472 88.9	9,593 12.5	△4,286 △5.7	12 2.3	8 1.5	
	R2	766,863	5,313 6.9	483 90.9	9,286 12.1	△3,973 △5.2	24 4.5	14 2.6	
	R3	746,536	5,223 7.0	426 81.6	9,721 13.0	△4,498 △5.2	6 1.1	4 0.8	

県地域福祉課「衛生統計年報人口動態統計」

表 1-2

市町村名	年	死産児数			周産期死亡			婚姻件数 (件)	離婚件数 (件)
		総数(人)	自然 死産数 (人)	人工 死産数(人)	総数(人)	満22週 以後の死 産数(人)	早期新 生児死 亡数(人)		
		率(*2) (出産千対)	率(*2) (出産千 対)	率(*2) (出産千対)	率(*3) (出産千対)	率(*3) (出産千対)	率 (出生千 対)		
小浜市	H29	4	4	-	-	-	-	128	32
		17	17	-	-	-	-	4.4	1.1
	H30	3	2	1	2	1	1	129	30
		12.8	8.5	4.3	8.6	4.3	4.3	4.5	1.1
	R元	3	1	2	1	1	-	108	51
		14.2	4.7	9.4	4.7	4.7	-	3.8	1.8
R2	2	1	1	-	-	-	102	33	
R3	8.8	4.4	4.4	-	-	-	3.4	1.1	
	2	1	1	-	-	-	113	27	
		10.2	5.1	5.1	-	-	4.0	1.0	
高浜町	H29	3	2	1	-	-	-	41	15
		33	22	11	-	-	-	4	1.5
	H30	1	-	1	-	-	-	46	13
		11.8	-	11.8	-	-	-	4.5	1.3
	R元	2	1	1	-	-	-	48	10
		24.4	12.2	12.2	-	-	-	4.7	1.0
R2	-	-	-	1	-	1	33	15	
R3	-	-	-	13.7	-	13.7	3.2	1.5	
	-	-	-	-	-	-	40	12	
		-	-	-	-	-	4.0	1.2	
おおい町	H29	1	1	-	-	-	-	30	12
		13.2	13.2	-	-	-	-	3.7	1.5
	H30	-	-	-	-	-	-	42	13
		-	-	-	-	-	-	5.2	1.6
	R元	1	-	1	-	-	-	46	6
		14.1	-	14.1	-	-	-	5.8	0.8
R2	1	1	-	-	-	-	35	8	
R3	13.9	13.9	-	-	-	-	4.4	1.0	
	-	-	-	-	-	-	48	11	
		-	-	-	-	-	6.1	1.4	
若狭町*4	H29	1	1	-	-	-	-	60	12
		10.6	10.6	-	-	-	-	4.1	0.8
	H30	1	1	-	1	1	-	53	17
		9.1	9.1	-	9.1	9.1	-	3.7	1.2
	R元	4	2	2	2	1	1	59	19
		43.0	21.5	21.5	21.3	10.6	11.2	4.2	1.3
R2	-	-	-	-	-	-	40	12	
R3	-	-	-	-	-	-	2.9	0.9	
	4	3	1	1	1	-	33	15	
		47.1	35.3	11.8	12.2	12.2	2.4	1.1	
管内計*4	H29	9	8	1	-	-	-	259	71
		18.1	16.1	2	-	-	-	4.2	1.1
	H30	5	3	2	3	2	1	270	73
		10.2	6.1	4.1	6.1	4.1	2.1	4.4	1.2
	R元	10	4	6	3	2	1	261	86
		21.8	8.7	13.1	6.7	4.4	2.2	4.3	1.4
R2	3	2	1	1	-	1	210	68	
R3	6.4	4.3	2.1	2.2	-	2.2	3.4	1.1	
	6	4	2	1	1	-	234	65	
		14.2	9.5	4.7	2.4	2.4	3.8	1.0	
県計	H29	107	59	48	17	15	2	3,381	1,083
		17.9	9.9	8	2.9	2.6	0.3	4.4	1.4
	H30	128	76	52	21	20	1	3,274	1,081
		21.5	12.8	8.7	3.6	3.4	0.2	4.3	1.4
	R元	120	55	65	17	11	6	3,320	1,093
		22.1	10.1	12	3.2	2.1	1.1	4.4	1.53
R2	93	50	43	22	11	11	3,029	1,052	
R3	17.2	9.2	8	4.1	2.1	2.1	3.9	1.4	
	103	63	40	17	14	3	2,821	1,018	
		19.3	11.8	7.5	3.2	2.7	3.8	1.4	

*1 表1-1、表1-2に用いた人口：「福井県の推計人口（10月1日現在）」の総人口から外国人人口を引いた推計日本人人口。

*2 出産（*2）は出生数に死産数を加えたもの。死産率＝出産（出生＋死産）千人対。

*3 出産（*3）は出生数に妊娠満22週以後の死産数を加えたもの。

周産期死亡率および満22週以後の死産率＝出産（出生＋妊娠満22週以後の死産）千人対。

*4 若狭町、管内計には旧三方町を含む。

2 出生

表2は、管内市町および県の出生数と出生率(人口千対)の年次推移をみたものである。

表2

市町村名		年	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27	R2	R3
小浜市	出生数 (人)	517	429	385	361	358	307	262	224	224	231	195	
	出生率 (人口千対)	15.3	12.7	11.4	10.8	10.8	9.3	8.2	7.6	7.5	8.1	6.9	
高浜町	出生数 (人)	163	120	142	166	149	128	91	86	73	84	74	
	出生率 (人口千対)	14.3	10.2	11.7	13.5	12.4	10.7	8.0	8.2	7.1	8.2	5.3	
名田庄村	出生数 (人)	30	38	34	21	28	31	19	-	-	-	-	
	出生率 (人口千対)	8.8	12.1	10.8	6.9	9.0	10.5	6.9	-	-	-	-	
大飯町	出生数 (人)	73	87	89	85	77	62	67	-	-	-	-	
	出生率 (人口千対)	12.2	14.5	13.5	11.3	7.0	8.9	10.5	-	-	-	-	
おおい町	出生数 (人)	-	-	-	-	-	-	-	66	71	68	67	
	出生率 (人口千対)	-	-	-	-	-	-	-	8.0	9.0	8.5	4.8	
上中町	出生数 (人)	94	96	74	78	87	86	-	-	-	-	-	
	出生率 (人口千対)	11.7	11.8	9.1	9.7	10.8	10.6	-	-	-	-	-	
若狭町*	出生数 (人)	-	-	-	-	-	-	144	101	97	109	81	
	出生率 (人口千対)	-	-	-	-	-	-	8.6	6.6	6.9	7.5	5.8	
管内計*	出生数 (人)	877	770	724	711	699	614	601	477	465	487	417	
	出生率 (人口千対)	14.0	12.3	11.4	11.0	10.4	9.8	8.7	7.5	7.5	8.0	7.0	
県計	出生数 (人)	12,421	10,724	10,044	8,668	8,244	8,036	7,148	6,230	5,313	5,826	5,223	
	出生率 (人口千対)	16.2	13.6	12.4	10.6	10.1	9.8	8.8	8.0	6.9	7.6	7.0	
	合計特殊 出生率	1.06	1.93	1.93	1.75	1.67	1.60	1.50	1.63	1.61	1.67	1.57	

*若狭町、管内計には旧三方町を含む。

3 死 亡

表 3 は、市町別に主要死因別死亡数と粗死亡率（人口千人対）をみたものである。管内の死因順位をみると第 1 位は悪性新生物、第 2 位は心疾患となっている。

表 4 は管内の死因別死亡の状況を前年度と比較したもの、表 5 および図 1 は部位別の悪性新生物の死亡状況をみたものである。

表 3 令和 3 年 市町別・主要死因別死亡数、粗死亡率 死亡数（人）、粗死亡率（%）

市 町 名 死因分類順	小浜市		高浜町		おおい町		若狭町*		管 内*		県 内	
	死亡数	粗死亡率	死亡数	粗死亡率	死亡数	粗死亡率	死亡数	粗死亡率	死亡数	粗死亡率	死亡数	粗死亡率
全 死 因	453	16	136	13.6	124	15.9	252	18.5	965	16.1	9,721	13
悪性新生物	100	3.5	30	3	25	3.2	55	4	210	3.5	2,387	3.2
アルツハイマー病	1	0.0	1	0.1	3	0.4	5	0.4	10	0.2	188	0.3
心 疾 患	60	2.1	21	2.1	12	1.5	45	3.3	138	2.3	1,616	2.2
脳血管疾患	50	1.8	12	1.2	9	1.2	18	1.3	89	1.5	742	1
大動脈瘤及び解離	9	0.3	3	0.3	0	0	1	0.1	12	0.2	106	0.1
肺 炎	8	0.3	5	0.5	7	0.9	14	1	34	0.6	587	0.8
慢性閉塞性肺疾患	5	0.2	3	0.3	1	0.1	4	0.3	13	0.2	102	0.1
腎 不 全	5	0.2	1	0.1	0	0	1	0.1	7	0.1	184	0.2
老 衰	57	2	17	1.7	18	2.3	43	3.2	135	2.3	1,014	1.4
不慮の事故	18	0.6	5	0.5	3	0.4	11	0.8	37	0.6	302	0.4
自 殺	2	0.1	0	0	3	0.4	3	0.2	14	0.2	125	0.2
新型コロナウイルス	2	0.1	0	0	0	0	0	0	2	0	36	0

県地域福祉課「衛生統計年報人口動態統計」

* 若狭町、管内計には旧三方町を含む。

表 4 管内の死因順位第 10 位までの死因別死亡の状況

死因順位 R3	死 因	死 亡 数 (人)			死亡総数に対する割合 (%)	
		R3	R2	差引増減 (R3-R2)	R3	R2
	全 死 因	965	814	151	100	100
1	悪性新生物	210	205	5	21.8	25.2
2	心 疾 患	138	121	17	14.3	14.9
3	老 衰	135	111	24	14	13.6
4	脳血管疾患	89	66	23	9.2	8.1
5	不慮の事故	37	28	9	3.8	3.4
6	肺 炎	34	39	△ 5	3.5	4.8
7	自 殺	14	9	5	1.5	1.1
8	大動脈瘤及び解離	13	14	△ 1	1.3	1.7
9	慢性閉塞性肺疾患	13	7	6	1.3	0.9
10	アルツハイマー病	10	4	6	1.0	0.5

表5 令和3年 部位別の悪性新生物死亡状況

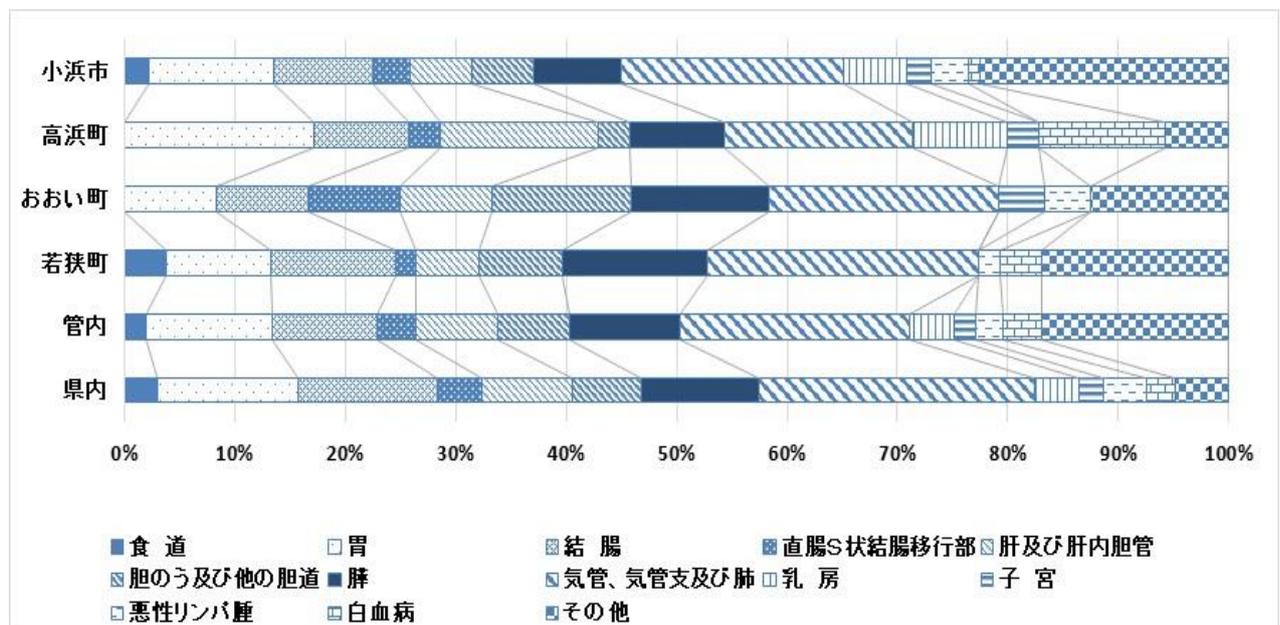
(単位：人)

種別 市町名	部位														合計
	食道	胃	結腸	直腸S状結腸移行部	肝及び肝内胆管	胆のう及び他の胆道	膵	気管、気管支及び肺	乳房	子宮	悪性リンパ腫	白血病	その他		
小浜市	男	3	7	4	3	3	3	8	9			5	1	4	50
	女		5	2	4	1	1	5	5	10	1	1	2	3	40
	計	3	12	6	7	4	4	13	14	10	1	6	3	7	90
高浜町	男		2	4	1	1	1	2	4			1		1	17
	女	1	2		1		1		2	1	1	1		1	11
	計	1	4	4	2	1	2	2	6	1	1	2	0	2	28
おおい町	男	2		1		1	2	3	3			1			13
	女			1	1	1	1	1	2	2		1			10
	計	2	0	2	1	2	3	4	5	2	0	2	0	0	23
若狭町*	男	1	7	2		1	2	2	6					3	24
	女	1	3	2	2	1	2	5	2	2		2		3	25
	計	2	10	4	2	2	4	7	8	2	0	2	0	6	49
管内*	男	6	16	11	4	6	8	15	22	0	0	7	1	8	104
	女	2	10	5	8	3	5	11	11	15	2	5	2	7	86
	計	8	26	16	12	9	13	26	33	15	2	12	3	15	190
県内	男	36	162	118	63	99	68	129	354			54	35	97	1,215
	女	17	99	119	39	63	64	113	132	82	37	38	21	75	899
	計	53	261	237	102	162	132	242	486	82	37	92	56	172	2,114

県地域福祉課「衛生統計年報人口動態統計」

* 若狭町、管内計には旧三方町を含む。

図1 令和3年 部位別の悪性新生物死亡状況



第3編 福祉

第1章 生活保護

ポイント

- ・管内の保護率（人口千人あたりの保護人員）は 2.74%で、5年連続して 3%を下回って推移した。
- ・保護開始世帯数は 9 世帯で、開始理由は傷病によるものが最も多かった。

1 生活保護の現状

当センターは、小浜市を除く 3 町（若狭町は旧上中町）を管轄しており、令和 4 年度の被保護世帯数は 60 世帯、被保護人員は 67 人。前年度と比較すると、被保護世帯数・被保護人員ともに増加している。保護率は 2.74%で、3%を下回る水準で推移した。

（表 1、図 1）

新規に保護を開始した世帯は 9 世帯で、開始理由別では傷病によるものが 4 件と最も多くなっている。高齢化に伴い傷病を患って働けなくなり預貯金を取り崩しながら生活していたが底を付いた、親族の経済的援助が途絶えたことが要因となっている。（表 2、3）

世帯類型別では、高齢世帯、傷病・障がい世帯が占める割合がそれぞれ 61.7%、23.3%と高く、医療扶助率も 89.6%と高率となっている。（表 1、4）

一方、稼働世帯はわずかに 10 世帯で、管内有効求人倍率は全国平均に比べ高いものの、移動手段が少ない、年齢、資格等の制約もあり、自立困難なケースが多くなっている。

（表 1、5）こうした中、当センターでは、ハローワークとも連携し、被保護世帯の就労促進に取り組んだ。

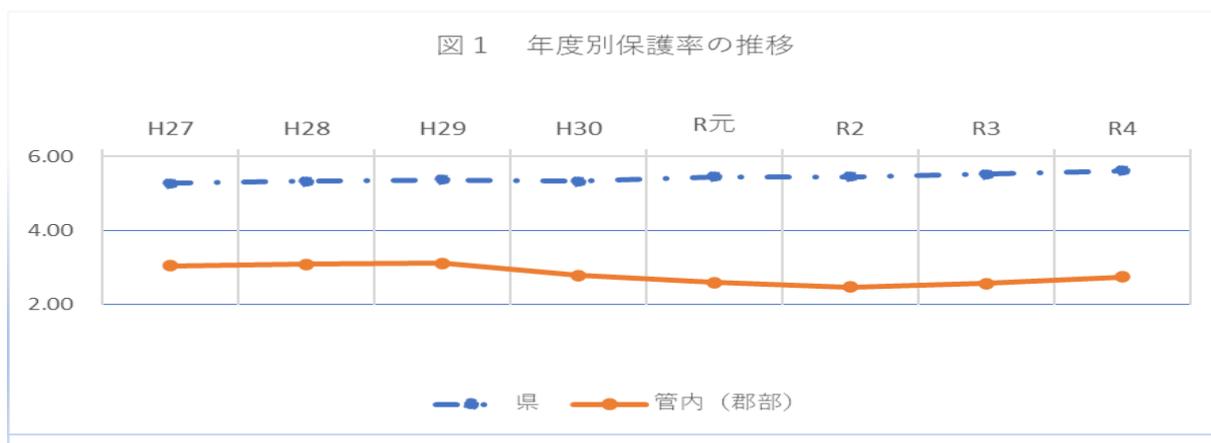
表 1 生活保護状況

種別 年度	人口 (A) (人)	被保護世帯数 (世帯)	被保護人員 (B) (人)	保護率 B/A (%)	稼働世帯 (世帯)	生活扶助人員 (人)	医療扶助人員					被保護人員のうち、医療扶助人員の占める率 C/B(%)
							総数 (C) (人)	入院			入院外 (人)	
								計 (人)	精神 (人)	その他 (人)		
H30	25,794	65	72	2.79	9	56	55	11	5	6	44	76.4
R元	25,503	60	66	2.59	10	52	51	10	6	4	41	77.3
R2	25,288	59	62	2.45	10	45	48	10	5	5	38	77.4
R3	24,947	58	63	2.53	9	48	54	14	4	10	40	85.7
R4	24,436	60	67	2.74	10	54	60	17	5	12	43	89.6
高浜町	9,967	32	36	3.61	6	29	34	10	1	9	24	94.4
おおい町	7,698	12	12	1.56	1	11	11	3	2	1	8	91.7
若狭町 (旧上中町)	6,771	16	19	2.81	3	14	15	4	2	2	11	78.9
小浜市	28,378	144	170	5.99								
県	752,976	3,540	4,221	5.61								

保護停止中を含む。

数値は年度平均。（各月の数値の合計を 12 カ月で除して算出）

人口は各年度 10 月 1 日現在福井県推計人口



(単位: %)

	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
県	5.27	5.33	5.36	5.32	5.44	5.44	5.52	5.61
管内 (郡部)	3.05	3.09	3.11	2.79	2.59	2.47	2.57	2.74

表2 保護の開始・廃止世帯数

年度	区分	開始	廃止
H30		8	16
R元		9	9
R2		3	5
R3		10	8
R4		9	8

表3 保護開始および廃止の理由別件数

開始		廃止	
区分	件数	区分	件数
世帯主(員)の傷病	4(8)	収入増	1(1)
老齢による	0(0)	死亡	4(4)
預貯金・収入の減少	2(1)	傷病治癒	0(0)
その他	3(1)	その他	3(3)
計	9(10)	計	8(8)

()内は令和3年度

表4 世帯類型別被保護世帯数

年度	種別	高齢	母子	傷病障がい	その他	合計
H30		44	2	13	6	65
R元		41	1	13	5	60
R2		39	0	14	6	59
R3		37	0	13	8	58
R4		37	1	14	8	60
	構成比 (%)	(61.7)	(1.7)	(23.3)	(13.3)	(100)
	高浜町	20	0	5	7	32
	おおい町	3	0	7	1	11
	若狭町 (旧上中町)	8	0	6	2	16

表5 管内の新規・有効求人倍率の状況 (パートを含む) (資料: ハローワーク小浜)

項目	月別	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年4月	5月	6月	7月
新規求人倍率		2.38	2.40	2.26	2.25	2.29	1.44	2.30	2.43	3.08
有効求人倍率		1.77	1.81	1.46	1.49	1.68	1.43	1.44	1.46	1.63

第2章 生活困窮者自立支援

ポイント

- ・新規相談件数は、5件で、その内就労自立した者は1人であった。
- ・相談者の年齢は47～80歳となっている。
- ・学習教室に参加した児童生徒は、3人であった。

平成27年4月に「生活困窮者自立支援法」が施行され、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援（就労準備支援・家計相談支援・学習支援）を行うことで、困窮状態からの早期脱却や貧困の連鎖の防止を図ることに努めている。

新規相談件数は5件で、男性4件、女性1件であった。また就労自立した者は1人で、女性1人であった。相談者の年齢別状況は（表1）のとおり。また、生活保護に移行した者は0件。

生活困窮に陥った背景や要因は、コロナ禍での失職や減収によるものが多く、新規相談件数の5件すべてが、生活困窮者自立支援金受給申請のための相談であった。

また、貧困の連鎖の防止を図るため、生活保護世帯、生活困窮世帯およびひとり親世帯の小中学生を対象とした学習ボランティア（教員OB等）による学習教室を開催した。

（表2）

（単位：人）

	受付件数	就労者数	継続支援中
性別			
男	4	-	-
女	1	1	2
計	5	1	2
年齢別			
10～30代	-	-	-
40代	1	-	1
50代	2	1	1
60代	1	-	-
70代以上	1	-	-
計	5	1	2

表2 学習教室参加者数

（R5.3.31現在）

町別	小学生	中学生	計
高浜町	-	-	-
おおい町	-	1	1
若狭町 （旧上中町）	-	2	2
計	-	3	3

第3章 児童福祉

ポイント

- ・各市町の保育施設入所児童数は概ね定員内に収まっており、待機児童はいない。
- ・家庭相談の内容は、養育環境不良（養育の欠如、育児不安など）や子どものしつけ、発達に関する相談が多く、例年と同様の傾向が続いている。

子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために平成24年8月に制定された「子ども・子育て支援法」とその関連する法律に基づいて、幼児期の学校教育や保育、地域子育て支援の量の拡大や質の向上を進めていく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月に本格スタートした。県においても「福井県子ども・子育て応援計画」を策定し、子育て支援のため様々な施策を実施し、県民が子どもを生み育てやすい地域社会づくりを進めている。これらの施策体系の中で、当センターでは、各市町や児童相談所とも連携し、管内の児童福祉の推進に努めている。

1 児童福祉施策の状況

(1) 保育対策等

管内市町の保育施設設置状況は表1のとおりである。令和5年4月1日現在、各市町の入所児童数は概ね定員内に収まっており、待機児童はいない。

市町では保育に関する様々なニーズに対応するため、地域の実情に応じて病児デイケア（病児・病後児保育）や延長保育・乳児保育、居住地以外の保育所へ入所できるような対策を行っている。（表2）

また、保護者の冠婚葬祭や通院などの場合、保育所に入所していない児童の一時的な預かりに対し利用料を助成する「すみずみ子育てサポート事業」を実施している。（表3）

なお、家庭での養育が困難な児童等に対しては児童福祉施設等に保護し、自立に向けた支援を行っている。（表4）

表1 管内保育施設設置状況

(R5.4.1現在)

種別 設置主体	保 育 所			認定こども園		
	施設数	定員 (人)	現員 (人)	施設数	定員 (人)	現員 (人)
小 浜 市		10	700			
	小規模保育施設	1	19	3	455	405
	事業所内保育施設	2	38			
高 浜 町		2	165	2	215	191
	小規模保育施設	1	13			
おおい町		-	-	4	390	319
若狭町 (旧上中町)		4	315	-	-	-
合 計		20	1,250	9	1,060	915

表2 病児デイケア実施施設

市町名	施設名	病児保育	病後児保育
小浜市	杉田玄白記念 公立小浜病院	—	○
	中山クリニック	○	○
高浜町	若狭高浜病院	○	○
おおい町	おおい町保健・医療・福祉 総合施設診療所	○	○
若狭町 (旧上中町)	若狭町国民健康保険 上中診療所	○	○

表3 すみずみ子育てサポート事業実施団体

実施団体名	一時保育	送迎	生活支援	利用できる市町
NPO法人わくわくらぶ	○	—	—	小浜市・おおい町・高浜町・若狭町
三びきのこぶた保育園	○	—	—	小浜市

表4 管内からの児童福祉施設入所状況

(単位：人) (各年度末現在)

種別	施設名	所在地	H30	H元	R2	R3	R4
乳児院	白梅学園	敦賀市	1	1	1	—	—
児童養護施設	白梅学園	敦賀市	3	3	2	1	1
	一陽*	越前市	1	1	—	—	—
	吉江学園	鯖江市	1	1	—	—	—
合計			6	6	3	1	1

※小浜市を除く。

*平成23年4月1日から施設名変更(旧 進修学園)

(2) 子育てマイスター

子育てに関係が深い保育士や看護師等の有資格者を、子育てマイスターとして登録し、子育て中の親が地域で気軽に相談できる体制づくりを進めている。(表5)

また、子育てマイスターを対象に研修会を開催し、子育てに関する知識を深め、活動する際の留意点を学ぶことで自主的・積極的な活動ができるよう支援している。

表5 子育てマイスター登録数

(R5.4.1現在)

資格	小浜市	高浜町	おおい町	若狭町 (旧上中町)	管内計
保育士・看護師 助産師等	18人	8人	2人	8人	36人

2 家庭相談の状況

近年、児童を取り巻く環境は大きく変化してきており、地域の連帯感や人間関係の希薄化により家庭の養育機能が脆弱化し、児童虐待件数は年々増加している。

このような中、平成28年に母子保健法および児童福祉関連法が改正され、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援の取組みが始まった。また、市町では「要保護児童対策地域協議会」が窓口となって児童虐待や養育困難な家庭への対応や支援を行っているが、法改正

によって相談体制が強化された。当センターも管内の町と連携し、養育困難家庭への支援を行っている。(表6)

表6 種別家庭児童相談件数(実件数)

(単位:件)

種別 年度	養護相談		保健 相談	障がい相談		非行相談		育成相談				そ の 他	合 計
	児 童 虐 待	そ の 他		視 聴 覚 障 が い	肢 体 不 自 由	発 達 障 が い	知 能 ・ 言 語	ぐ 犯 行 為 等	触 法 行 為 等	性 格 行 動	不 登 校		
R2	8	19	4	2	1	-	-	10	6	-	18	9	77
R3	15	29	3	1	-	-	-	12	5	-	15	19	99
R4	15	4	-	-	12	-	-	5	-	2	13	-	51

※小浜市を除く。

第4章 障がい者福祉

ポイント

- ・身体障害者手帳所持者数について、障がい種類別では肢体不自由が最も多く、次いで内部障がいが多い。

平成24年4月に「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）に改正された。障害者総合支援法は、障がい者の範囲に難病等を追加、障がい程度区分を標準的な支援の度合いを総合的に示す障がい支援区分に変更、重度訪問介護の対象を拡大するなど障がい者に対する支援の充実、サービス基盤の計画的整備などについて制定された。

管内においては、若狭地区および若狭町・美浜町地域障害児者自立支援協議会が設置されており、研修会等を通して障がい者等のニーズの把握、障がい福祉サービスの充足状況など問題点の把握と支援に努めている。

1 身体障がい者の状況

身体障害者手帳所持者数は令和4年度末現在 2,731人であり、前年度比で98人減少した。内訳をみると、肢体不自由が最も多く、次いで内部障がいが多い。（表1）

表1 身体障害者手帳交付状況 (単位：人) (R5.3.31 現在)

年度 種別	H30	H元	R2	R3	R4					
					管内計	小浜市	高浜町	おおい町	若狭町 (旧上中町)	
視覚	179	182	179	182	177	99	35	24	19	
聴覚・ 平衡	聴覚	192	205	200	200	199	113	26	22	38
	平衡	1	1	1	1	1	1	-	-	-
	小計	193	206	201	201	200	114	26	22	38
音声・言語・そしゃく	29	29	32	30	27	14	6	2	5	
肢体不自由	上肢	454	442	441	453	439	236	67	68	68
	下肢	920	910	896	879	843	397	168	170	108
	体幹	135	129	126	119	110	64	16	14	16
	運動上肢	13	12	12	13	15	8	2	5	-
	運動移動	12	12	12	12	12	8	2	1	1
	小計	1,534	1,505	1,487	1,476	1,419	713	255	258	193
内部障害	心臓	548	544	551	554	530	280	90	83	77
	腎臓	158	159	166	173	179	112	20	23	24
	呼吸器	44	44	44	49	44	29	10	4	1
	ぼ・直・小 免・肝	146	159	159	164	155	90	20	27	18
	小計	896	906	920	940	908	511	140	137	120
合計	2,831	2,828	2,819	2,829	2,731	1,451	462	443	375	

障がい区分は主な障がい名で集計

2 特別障害者手当等の支給

特別障害者手当は、20歳以上で心身に重度の障がい（1、2級程度）を複数持つ方および単一の重度障がいにあつては日常生活において常時の介護を必要とする在宅の方を対象としている。

障害児福祉手当は、20歳未満で心身に重度の障がい（身体障害 1、2級程度、療育A1程度）があり、日常生活において常時介護を必要とする在宅の方を対象としている。

経過措置福祉手当は、昭和61年3月31日現在、国の制度の福祉手当を受給していた20歳以上の人で、特別障害者手当、障害基礎年金のいずれも支給を受けられなかった人に支給されており、新規の受付申請はない。（表2）

表2 特別障害者手当等受給者数の推移 (単位：人) (R5.3.31現在)

年度 種別	H30	R元	R2	R3	R4			
					管内計	高浜町	おおい町	若狭町 (旧上中町)
特別障害者手当	13	13	15	15	16	10	3	3
障害児福祉手当	7	6	5	6	6	2	2	2
経過措置福祉手当	3	2	2	2	2	1	-	1

3 福祉のまちづくり

(1) 福祉のまちづくり条例

平成8年に施行されたこの条例は、障がい者、高齢者等を含むすべての人が自らの意思で自由に行動し、社会に参加、および交流することができる豊かな地域社会の実現を目的とし、公益的施設等の整備を進めていこうとするものである。

この条例による施設整備基準は旧ハートビル法に準じた高い基準となっており、適合のためには様々な整備を行うことが必要である。

令和3年度は届出数2件、適合証交付施設は0件であった。（表3）

表3 福祉のまちづくり条例 特定施設の届出・適合状況 (単位：件) (R5.3.31現在)

年度 区分	H30		R元		R2		R3		R4				
	届出数 新築	適合証 交付数 増改築											
											増改築	増改築	増改築
件数	7	-	5	2	4	-	2	2	-	-	2	-	1

(2) ハートフル専用パーキング利用証制度

県では公共施設やショッピングセンターなどの身体障がい者用駐車場の適正利用を進めるため、平成19年10月から「ハートフル専用パーキング（身体障がい者等用駐車場）利用証制度」を実施している。この制度は、歩行困難者や妊産婦等、真に必要としている人のために駐車場を確保していくことを目的としている。また、県が利用証を交付してハートフル専用パーキングを利用できる人を明確にし、交付を受けた方が駐車時に利用証を

掲示することで、利用が適正であることを示すことができるようになっている。

令和4年度末現在の協定施設数、利用証交付数は表4のとおりである。

表4 ハートフル専用パーキング利用証制度

(R5.3.31現在)

	管内計	小浜市	高浜町	おおい町	若狭町 (旧上中町)
公立公益施設	38	19	5	11	3
民間協力施設	35	23	7	-	5
利用証交付数	593	328	73	86	106

(3) バリアフリー表示証制度

県では施設のバリアフリー化をより一層促進するため、平成24年6月から「バリアフリー表示証制度」を実施している。この制度は、福井県福祉のまちづくり条例に基づき、施設のバリアフリー状況を絵文字で表した表示証（ステッカー）を交付し、施設のバリアフリー整備状況を利用者にわかりやすく情報提供するという制度である。

令和4年度末現在の表示証交付数は表5のとおりである。

表5 バリアフリー表示証制度

(R5.3.31現在)

	管内計	小浜市	おおい町	高浜町	若狭町 (旧上中町)
表示証交付数	41	23	4	9	5

第5章 母子・父子・寡婦福祉

ポイント

相談支援の内容は、就労（資格取得）および母子福祉資金の貸付、償還に関することと子の教育に関するが多かった。

当センターでは母子・父子自立支援員が母子家庭等の自立・就業に主眼を置いた子育て、生活支援、就業支援、養育費の確保、経済的支援など総合的な相談支援を行っている。

相談支援の内容は、令和4年度は、就労（資格取得）および母子福祉資金の貸付・償還に関するが多かった。

また、平成26年10月から、父子家庭も貸付の対象となり、令和2年度は1件の相談があった。

表1 相談受付件数および回数

年度	種別	生活一般						児童					生活援護						合計				
		住宅	医療	家庭	就労	結婚	その他	養育	教育	非行	就職	その他	母子福祉資金		寡婦福祉資金		父子福祉資金			児童扶	生活保護	その他	その他
													貸付	償還	貸付	償還	貸付	償還					
H30	相談件数	-	-	1	1	-	-	-	5	-	-	-	16	25	-	-	-	-	1	-	6	4	59
	相談回数	-	-	1	1	-	-	-	5	-	-	-	16	32	-	-	-	-	1	-	11	7	74
R元	相談件数	-	-	-	6	-	-	-	2	-	-	-	4	21	-	-	-	-	-	-	2	4	39
	相談回数	-	-	-	6	-	-	-	2	-	-	-	4	30	-	-	-	-	-	-	2	5	49
R2	相談件数	-	-	-	4	-	1	-	3	-	-	-	5	20	-	-	1	-	1	-	3	-	38
	相談回数	-	-	-	5	-	1	-	3	-	-	-	8	27	-	-	1	-	1	-	3	-	49
R3	相談件数	-	-	-	4	-	1	-	1	-	-	-	3	15	-	-	-	-	-	-	2	-	26
	相談回数	-	-	-	9	-	1	-	1	-	-	-	4	22	-	-	-	-	-	-	2	-	39
R4	相談件数	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	4	12	-	-	-	-	-	-	1	-	20
	相談回数	-	-	-	29	-	-	-	-	-	-	-	20	14	-	-	-	-	-	-	1	-	64

※小浜市を除く。

表2 母子寡婦福祉資金貸付状況

(単位：千円)

種別	年度	H30		R元		R2		R3		R4	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
事業開始資金		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
就学支度資金		-	-	-	-	-	-	-	-	1	390,000
修学資金		-	-	-	-	-	-	-	-	1	7,008,000
修業資金		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
就職支度資金		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
生活資金		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
住宅資金		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	2	7,398,000

※小浜市を除く。

第6章 女性福祉

ポイント

女性相談件数は前年とほぼ変わらない。相談主訴別にみると、夫等の暴力の相談（DV相談）は42%で相談件数の約半数を占める。

女性福祉は、「売春防止法」「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」、「人身取引対策行動計画」、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」を根拠法として、困難な問題を抱える女性の相談、支援を行っている。

相談件数の約半数を占めるDV相談について、当センターは、『配偶者暴力相談支援センター』として、配偶者からの暴力被害者の保護(被害者の同伴児を含む)・自立支援を、警察や管内市町等関係機関と連携を図り実施している。

相談経路別にみると、本人自身からの相談は59%。相談主訴別では、DV相談は42%となっている。(表1・2)

表1 管内女性相談経路別相談受付件数

(単位:件)

種別 年度	種別							合計
	本人自身	警察関係	法務関係	他の相談員	医療関係	縁故者・知人	その他	
H30	38	-	1	-	-	1	31	71
R元	35	1	2	3	2	-	47	90
R2	20	-	-	1	3	-	41	65
R3	32	-	-	1	-	-	29	62
R4	38	5	-	3	-	1	17	64

表2 女性相談主訴別相談受付件数

(単位:件)

種別 年度	施設入所	家庭問題		経済問題	職業問題	住宅問題	性の問題	その他	合計
		夫等の暴力(DV)	その他						
H30	-	51	12	-	-	-	-	8	71
R元	-	53	29	4	-	1	-	3	90
R2	-	29	17	12	-	-	-	7	65
R3	-	31	14	10	-	1	-	6	62
R4	-	27	17	8	-	-	-	12	64
小浜市	-	22	7	-	-	-	-	6	35
高浜町	-	2	10	8	-	-	-	-	20
おおい町	-	2	-	-	-	-	-	-	2
若狭町 (旧上中町)	-	1	-	-	-	-	-	6	7

第4編 保 健

第1章 感染症

ポイント

- ・新型コロナウイルス感染症は、令和4年の年明け以降オミクロン株の影響により感染症数が急増した。感染力が強い一方、重症化率が低いという特性を踏まえ、入院治療の必要な患者への医療提供体制を確保する観点から軽症・無症状者について自宅での健康観察が導入された。
- ・当センターでは、国や県の方針に基づき疫学調査や検査対象者を縮小し、自宅療養者の健康観察や症状悪化時の受診調整、施設への指導、診療体制整備に向けた連携会議等を行った。コロナ対応は、最優先すべき課題として全所体制で対応した。
- ・令和3年2月13日に感染症法の一部改正等を経て、令和4年9月26日からは全国一律で全数届出の見直しが行われたが、当県では9月14日から発生届を重症化リスクのある方に限定化された。

1 感染症法の現状

平成19年4月に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下感染症法という）が改正され、病原体の管理体制の確立や、感染症の分類の見直し、新たな届出対象疾患の追加が行われた。

平成27年1月に、「鳥インフルエンザ（H7N9）」、「中東呼吸器症候群（MERS）」が二類感染症へ追加された。平成28年から、急性灰白髄炎やデング熱、レジオネラ症、黄熱などについて、感染症法の届出の基準等の一部改正された。

平成29年から、感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針に新型インフルエンザ等感染症に係る記載が新たに加わった。また、百日咳が五類感染症（全数把握対象疾患）へと改正になった。

全世界的に深刻な問題となっている薬剤耐性について、医療機関や薬局における抗微生物薬の適切な処方を支援することにより、薬剤耐性を抑制することを目的として、平成29年6月1日に厚生労働省において作成された「抗微生物薬適正使用の手引き第一版」が公開された。

令和元年5月1日に感染症法施行規則の一部を改正する省令が交付され、「急性弛緩性麻痺（ポリオを除く）」が五類感染症に追加された。

令和元年12月に中国武漢で発生した新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、世界中で猛威をふるい、わが国では、令和2年1月28日に「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）」が指定感染症として位置づけられた。令和3年2月13日に感染症法の一部改正され、新型コロナウイルス感染症は指定感染症から、「新型インフルエンザ等感染症」に変更された。

2 感染症対策

（1）感染症発生動向調査（感染症サーベイランス事業）の実施

感染症流行予測を行い効果的な予防対策の推進を図るため、管内の小児科2定点医療機関（インフルエンザ3定点医療機関）から週単位・月単位に患者数の報告を受け、県下の集計分析結果を管内市町・医療機関等に広く還元している。（表1）

また、令和元年には小児科定点医療機関が変更された。

表 1 定点報告患者数

(単位：人)

疾患名	H30		R 元		R2		R3		R4	
	管内	県内	管内	県内	管内	県内	管内	県内	管内	県内
インフルエンザ	702	12,368	1,465	12,822	494	4,976	0	0	3	33
RS ウイルス感染症	30	930	93	1,241	4	104	348	2,805	121	1065
咽頭結膜熱	22	725	67	1,048	43	451	25	424	10	269
1572A 群溶血性レンサ球菌	42	3,503	194	3,090	123	1,572	78	734	24	481
感染性胃腸炎	124	7,559	460	7,599	307	3,823	260	5,161	441	7007
水痘	7	361	22	435	7	151	25	135	6	64
手足口病	16	670	446	4,396	4	76	53	173	175	1659
伝染性紅斑	1	67	105	931	89	381	-	7	11	37
突発性発疹	26	462	44	484	75	412	107	468	93	358
百日咳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ヘルパンギーナ	15	392	19	786	14	137	8	332	6	209
流行性耳下腺炎	2	237	5	94	4	40	-	32	2	27

※百日咳は平成 30 年から全数報告となった。

(2) 感染症発生届出・集団発生報告状況

感染症法第 12 条に基づき、医師は一類感染症から四類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者又は無症状病原体保有者及び新感染症にかかっていると疑われる者、五類感染症（厚生労働省令で定める五類感染症の無症状病原体保有者を含む）と診断した場合は、最寄りの保健所を経由して都道府県知事へ届け出ることが義務付けられている。管内の感染症発生届出件数は表 2 のとおりである。

届出を受け保健所は、感染症法に基づき、入院勧告、就業制限、消毒命令、接触者の健康診断、二次感染予防の指導を行っている。

社会福祉施設等からの集団発生報告状況は表 3 のとおりである。集団発生報告を受け、調査により原因や感染経路を究明し、感染拡大を防止するための指導を行っている。

表 2 感染症発生届出件数

分類	病名	H30 年	R 元年	R2 年	R3 年	R4 年
二類	結核	13	2	6	13	6
三類	腸管出血性大腸菌感染症	2		7		
四類	レジオネラ症				1	1
五類	アメーバ赤痢		1			
	劇症型溶血性レンサ球菌感染症					
	侵襲性肺炎球菌感染症	3	5	2	2	1
	カルバペネム耐性腸内細菌感染症	2	1	3		0
	梅毒	1				
	麻しん	1※取下げ				
	風しん	1※取下げ				
	日本紅斑熱			1		
	後天性免疫不全症候群（HIV 感染症を含む）					1
	水痘					1
	新型コロナウイルス感染症	-	-	14	181	11,355

表 3 集団発生報告状況

	H30 年		R 元年		R2 年		R3 年		R4 年	
	件数	原因	件数	原因	件数	原因	件数	原因	件数	原因
高齢者・障がい施設	4	インフルエンザ [*] 4	5	インフルエンザ [*] 4 感染性胃腸炎 1	0		0		25	新型コロナウイルス感染症 23 インフルエンザ [*] 1 感染性胃腸炎 1
児童福祉・学校	14	インフルエンザ [*] 10 感染性胃腸炎 3 ヒトメタニューモ 1	15	インフルエンザ [*] 10 感染性胃腸炎 5	0		4	RS ウイルス 4	15	新型コロナウイルス感染症 3 インフルエンザ [*] 9 感染性胃腸炎 3
医療機関	2	インフルエンザ [*] 2	1	インフルエンザ [*] 1	0		0		7	新型コロナウイルス感染症 7
その他			1	インフルエンザ [*] 1	0		1	新型コロナウイルス感染症 1	10	新型コロナウイルス感染症 10
合計	20	インフルエンザ [*] 16 感染性胃腸炎 3 ヒトメタニューモ 1	22	インフルエンザ [*] 16 感染性胃腸炎 6	0		5	RS ウイルス 4 新型コロナウイルス感染症 1	57	新型コロナウイルス感染症 43 インフルエンザ [*] 10 感染性胃腸炎 4

※新型コロナウイルス感染症の集団発生件数は、1施設5名以上の報告を計上。

(3) エイズ・肝炎対策

エイズに関する正しい知識の普及啓発とともに HIV 感染者の早期発見およびエイズのまん延防止を図るため、面接や電話による相談指導や HIV 抗体検査を実施している。(表 4)

また、平成 18 年 11 月からエイズ相談検査日に併せて、B 型肝炎・C 型肝炎の検査も実施している。(表 5)

表 4 エイズ相談・抗体検査件数

(単位：件)

年度	H30	R 元	R2	R3	R4
抗体検査件数	17	17	13	5	4

表 5 肝炎相談・検査件数

(単位：件)

年度	H30	R 元	R2	R3	R4
B 型肝炎 抗原検査件数	18	15	12	5	5
C 型肝炎 抗体検査件数	18	15	12	5	5

(4) 福井県肝炎治療特別促進事業

B 型肝炎および C 型肝炎は、インターフェロン治療、インターフェロンフリー治療、核酸アナログ製剤治療等により、その後の肝硬変、肝がんといった重篤な病態を防ぐことが可能な疾患である。

平成 20 年 4 月 1 日から「福井県肝炎治療特別促進事業実施要綱」に基づき、肝炎の早

期治療の促進、将来の肝硬変・肝がんの予防および肝炎ウイルスの感染防止、ひいては県民の健康の保持・増進を図ることを目的として肝炎治療に係る医療費の助成を開始した。

(表 6)

表 6 肝炎医療費助成受給決定者数の推移

(単位：件)

区分	年度	H30	R 元	R2	R3	R4
インターフェロン治療（3 剤併用を除く）		-	-	-	-	-
核酸アナログ治療		17	18	10	22	23
インターフェロン治療（3 剤併用療法）		-	-	-	-	-
インターフェロンフリー治療（新規）		8	12	9	3	1
インターフェロンフリー治療（再治療）		1	-	-	-	-
合計		26	30	19	25	24

(5) 情報発信

感染症の発生・まん延を防止することを目的とし、平成 17 年度から感染症等情報紙「はっする」を関係機関（133 機関）に奇数月および臨時に発行し、感染予防対策や発生状況、最新のトピックス等について情報提供をしている。(表 7)

表 7 感染症等情報紙「はっする」発行状況

発行月	内 容
5 月（第 184 号）	新型コロナウイルス感染症の感染対策について
11 月（第 185 号）	新型コロナウイルス感染症注意喚起 「福井県感染拡大注意報延長」
令和 5 年 1 月（第 186 号）	新型コロナウイルス感染症に加え、感染性胃腸炎・季節性インフルエンザの注意喚起
3 月（第 187 号）	季節性インフルエンザの注意喚起と感染対策について
号外（1 回）	12 月 28 日：年末年始の緊急連絡先

(6) 感染症普及啓発事業(ライフステージ別感染症教室)

ライフステージ別感染症教室として研修会・出前講座等を開催し、感染症に関する正しい知識の普及啓発を図っている。(表 8)

表8 ライフステージ別感染症教室

開催日	内 容	参加者
6月14日	◆訪問指導「若狭ハイツ」 ラウンドを通して施設内の感染対策の確認 指導者：感染管理看護師、県長寿福祉課職員、 若狭健康福祉センター職員	福祉施設職員 3名
7月5日	◆訪問指導「松寿苑」 ラウンドを通して施設内の感染対策の確認 指導者：感染管理看護師、県長寿福祉課職員、 若狭健康福祉センター職員	福祉施設職員 3名
7月15日	◆訪問指導「ひまわり荘」 ラウンドを通して施設内の感染対策の確認 指導者：感染管理看護師、県長寿福祉課職員、 若狭健康福祉センター職員	福祉施設職員 3名
11月11日	◆出前講座「若狭地区建設業界」 講演 「新型コロナウイルス感染症対策」 「生活習慣病予防」 講師 若狭健康福祉センター 地域保健課職員	建築業管理者 等 約50名
12月6日	◆養護教諭研修会 1. 質疑応答 学校での新型コロナウイルス感染症対策について 講師 若狭健康福祉センター地域保健課職員	大飯郡養護教諭 11名
12月26日	◆感染症予防研修会 1. 報告 高齢者施設での新型コロナウイルス感染症発生を経験して 報告者 ①社会法人積心会 ひまわりの郷 ②介護事業所 あゆみ ③在宅介護 和～なごみ～ 2. 講義「新型コロナウイルス感染症発生対応について」 講師 若狭健康福祉センター 地域保健課員	社会福祉施設 (入所) 14機関 18名
令和5年 1月3日	◆感染症予防研修会 1. 情報提供・報告 報告者 若狭健康福祉センター 地域保健課員 (1) 新型コロナウイルス感染症発生時の考え方について (2) 感染症発生時の対応について ～保健所との連携～ (3) おむつ交換について (アンケート結果の報告と手順) 2. 講義 「児童における感染症対策について」 講師 若狭健康福祉センター 所長	児童福祉施設 35機関 44名
1月19日	◆訪問指導「けいあいの里」 ラウンドを通して施設内の感染対策の確認 指導者：感染管理看護師、県長寿福祉課職員、 若狭健康福祉センター職員	福祉施設職員 1名
2月21日	◆訪問指導「楊梅苑」 ラウンドを通して施設内の感染対策の確認 指導者：感染管理看護師、県長寿福祉課職員、 若狭健康福祉センター職員	福祉施設職員 3名

(7) 感染症に関する連携会議

健康福祉センターと市町等の関係機関が緊密に連携して、平時および緊急時の感染症対策を円滑に行えるよう連携会議を開催している。(表9)

表9 感染症連携会議開催

開催日	内 容	参加機関
11月15日	若狭地域 市町との感染症および防疫対策連携会議 1. 南越前町豪雨災害時の避難所対応について(事例報告) 報告者 県健康福祉部地域福祉課員 若狭健康福センター 地域保健課員 2. 意見交換(グループワーク)	管内市町(保健・福祉・防災担当課) 21名

(8) 新型コロナウイルス感染症

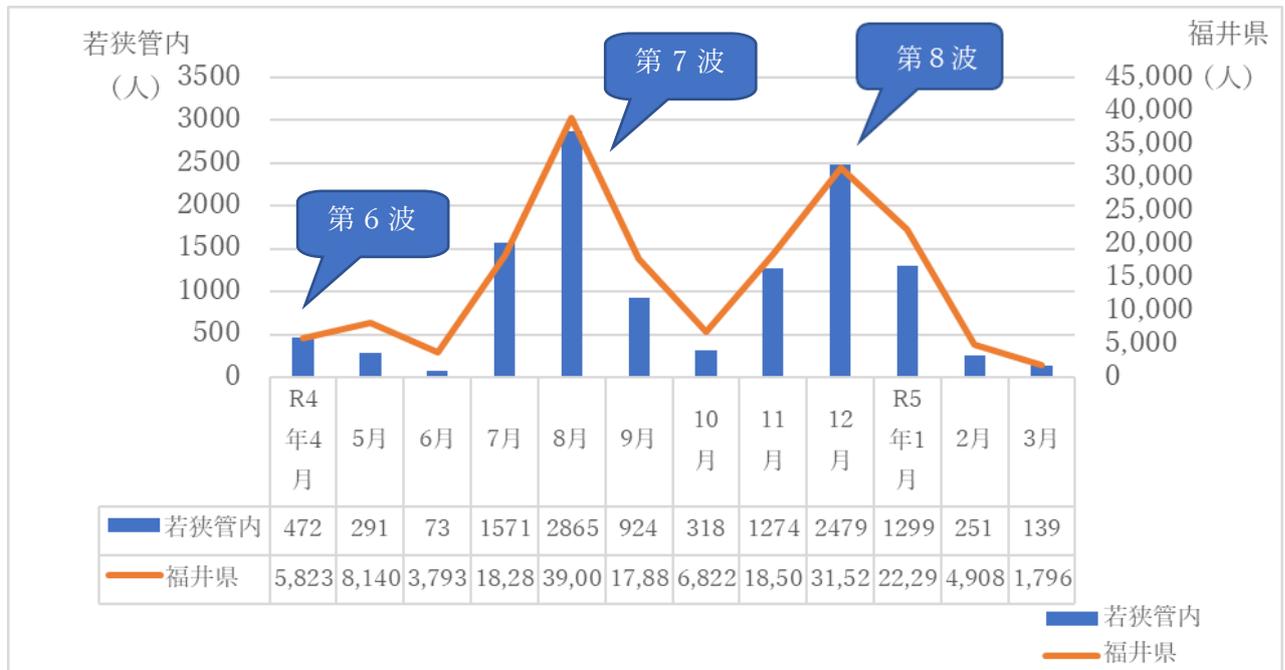
令和4年1月から地域の医療機関が電話やオンラインで診療・処方を行う体制を整備され、4月からは自宅健康観察対象者にも外来投与・処方できる体制が整備された。

また、令和4年9月26日からは全国一律で新型コロナウイルス感染症の全数届出の見直しが行われ、①65才以上の者、②入院を要する者、③重症化リスクがあり新型コロナ治療薬の投与または酸素投与が必要な者、④妊婦に限定された。当県では9月14日から発生届を重症化リスクのある方に限定化された。

① 患者の推移

令和2年の秋頃から管内でも感染者が確認され、令和3年春から夏頃に小さな流行があったが、令和4年1月以降患者が急激に増加した。令和4年度における県内と管内の新型コロナウイルス感染症患者の推移は図1のとおりである。

図1 新型コロナウイルス感染症患者の推移



② 県内の相談体制・医療体制

令和2年1月30日 県内7保健所に「相談窓口」を設置

2月7日 県内7保健所に「帰国者・接触者相談センター」を設置

- 2次医療機関ごとに「帰国者接触者外来」を設置
- 2月18日 相談窓口の24時間体制
- 4月21日 県産科医療機関で妊婦に対するPCR検査体制を整備
- 8月3日 県庁に県内の相談業務を集約化した「帰国者・接触者相談総合センター」を設置
- 11月1日 かかりつけ医や最寄りの医療機関で抗原検査や電話相談が可能
「受診・相談センター」に名称変更
- 令和4年1月 県庁に県内の陽性者と濃厚接触者の健康観察・受診調整を行う「陽性者・接触者サポートセンター」を設置
- 令和4年9月14日 受診・相談センターと陽性者・接触者サポートセンターを統合し、総合相談センターを県庁内に設置

第2章 結核

ポイント

- ・令和4年に新たに結核患者として登録された者は6人で、そのうち潜在性結核患者数は0人であった。
- ・70歳台が2人、80歳台が4人であり、全員高齢者であった。

1 結核対策の現状

世界では、総人口の約4分の1が既に結核に感染しており、死亡原因トップ10の1つである。日本でも、1950年代までは「国民病」「亡国病」と恐れられ、50年前までは死亡原因の第1位であった。医療や生活水準の向上により服薬による治療が可能な時代になったが、年間10,000人以上の新しい患者が発生し、1,600人以上が命を落としている日本の主要な感染症である。

欧米の先進国は以前から結核罹患率が人口10万対10以下の低まん延国になっているのに対して、日本は2021年にようやく人口10万人あたり9.2と低まん延国入りを果たした。それでも、11,519人（2021年）の患者が報告されており、欧米の水準に達するには引き続き努力が必要である。

結核登録患者の状況

管内での令和4年の新登録結核患者数は6人であり、そのうち、80歳以上の高齢者は4人であった。（表1）

年末時登録者数は表3のとおりである。

表1 令和4年新登録結核患者(活動性・年齢階級別・性別) (単位：人)

種別	肺結核活動性						肺外結核活動性		潜在性結核感染症		合計		
	喀痰塗抹陽性		その他の結核菌陽性		菌陰性・その他								
年齢別	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	計
0～4歳													
5～9歳													
10～14歳													
15～19歳													
20～29歳													
30～39歳													
40～49歳													
50～59歳													
60～69歳													
70～79歳			1	1							1	1	2
80歳～		2					2				2	2	4
計		2	1	1			2				3	3	6

表2 新登録結核患者の推移（市町別）

（単位：人）

市町名	年	H30	R元	R2	R3	R4
小浜市		7	1	2	4	1
高浜町		2	1	2	3	1
おおい町		2	0	1	6	1
若狭町		2	0	1	0	3
管内		13	2	6	13	6
県内		118	91	86	79	42
全国		23,004	22,144	18,314	11,519	10,235

（潜在性結核感染症患者を含む）

表3 結核患者の年末現在登録者数

（単位：人）

年		H30	R元	R2	R3	R4
総数		19	6	10	10	12
肺結核 活動性	喀痰塗抹陽性	3	3	1	1	4
	その他の結核菌陽性	1	0	1	1	3
	菌陰性・その他	1	0	1	0	0
肺外結核活動性		2	2	0	0	2
不活動性結核		10	0	6	5	0
活動性不明		0	0	0	0	0
潜在性結核感染症		4	0	1	3	3

2 結核対策事業

（1）結核健康診断

① 定期健康診断

定期の健康診断は事業所・学校・施設においてはその長が、それ以外の一般住民については市町村長が実施義務者となって行われる。対象者は、患者接触者以外で結核罹患率の高い人々（高齢などのハイリスク者）、発病すると周囲に感染を広げるおそれのある職業従事者（医療従事者、教育関係者等）、高校生以上の学校入学者である。

当センターでは、管内における健康診断の実施状況を把握し、結核予防に努めている。（表4）

表4 令和4年度定期健康診断実施状況

区分	対象施設数	対象者数	実施者数	実施率	患者発見数
事業者	68	2672	2666	99.0	0
学校長	5	576	570	99.0	0
施設長	9	452	452	100	0
市町村長	4	20,024	4,081	20.4	0

① 接触者健診、精密検査（管理検診）

接触者健診は患者家族およびその他の接触者の感染や発病の有無を確認するため、また感染源の調査のために実施している。令和4年度の接触者健診の実施件数（延べ）49件であった。

精密検査（管理検診）は結核患者の治療終了後2年間、結核の再発早期発見のため実施している。令和4年度の精密検査の実施件数（延べ）は12件であった。

また、平成 23 年度から接触者健診、精密検査の一部外部委託が開始された。令和 4 年度は胸部 X 線検査 14 件(うち接触者健診 2 件、精密検査 12 件)、ツベルクリン反応検査 0 件、IGRA 検査 6 件を医療機関に委託し実施した。(表 5)

※委託医療機関： 杉田玄白記念公立小浜病院
独立行政法人地域医療機能推進機構若狭高浜病院
おおい町保健・医療・福祉総合施設診療所
しんたにクリニック

表 5 令和 4 年度 接触者健診、精密検査の実施件数 (単位：延べ件)

種別 区分	ツベルクリン反応検査		IGRA 検査		胸部 X 線検査	
	実施場所 保健所	委託 医療機関	保健所	委託 医療機関	保健所	委託 医療機関
接触者健診	0	0	43	6		2
精密検査						12

(2) 新登録結核患者発見方法

発見方法別では、新登録結核患者の 6 人が医療機関を受診して発見された。潜在性結核感染症では、0 人が接触者健診にて発見された。(表 6)

表 6 令和 4 年新登録結核患者 (発見方法別) (単位：人)

種別 区分	総数	肺結核活動性				肺外結核 活動性	(別掲) 潜在性 結核感染症
		登録時喀痰 塗沫陽性		その他の 結核菌陽性	菌陰性・ その他		
		初回 治療	再治療				
総数	6	3	0	0	0	3	0
個別健康診断	0	0	0	0	0	0	0
定期健診	0	0	0	0	0	0	0
接触者健診	0	0	0	0	0	0	0
医療機関受診	6	3	0	0	0	0	0

(3) 結核患者訪問指導

登録した患者については、保健師による訪問指導を行っており、令和 4 年度の訪問指導件数は実人数で 6 人であった。(表 7)

表 7 令和 4 年度結核相談・訪問指導件数 (単位：人)

相 談		訪 問 指 導	
電 話	来 所	実人数	延人数
延人数	延人数		
10	4	6	16

(4) 結核患者地域 DOTS 事業の状況

結核患者の服薬管理を支援することにより、治療中断を防止し治療完了に導き、ひいては結核の再発や感染の拡大、薬剤耐性菌の出現を防止する目的で、平成 17 年度から結核患者地域 DOTS 事業を実施している。(表 8)

杉田玄白記念公立小浜病院において毎月一回 DOTS カンファレンスを開催し、医療機関と当センターが情報交換しながら患者の確実な治療を支援している。

表 8 結核患者地域 DOTS 事業実施状況

(単位：人)

	項目別	人数
R4 年度末時点の DOTS 実施者数	院内 DOTS 中	-
	毎日確認	-
	週 1 回確認	-
	2 週間に 1 回確認	-
	月 1 回確認	3

第3章 難病

ポイント

- ・平成27年1月1日から、「難病対策要綱」の改正に伴い、「難病患者の医療等に関する法律（難病法）」が施行され、令和4年11月1日より対象疾患が333疾患から338疾患となった。また、「障害者総合支援法」の対象となる疾病も361疾患から366疾患に拡大し、対象疾患該当者は支援を受けることが可能となった。
- ・難病対策地域協議会では、災害時に備えた避難行動要支援者の情報共有のしくみや個別避難計画の策定について、市町や医療機関、事業所等と現状を共有し課題解決に向けて協議している。

1 難病対策の実施状況

(1) 特定医療費（指定難病）支給認定制度（旧：特定疾患治療研究事業）

平成27年1月1日から難病法の施行に伴い、医療費助成の対象疾患が特定疾患から指定難病に名称変更され、より多種類の難病に対する医療費の公費負担制度が開始された。

（表1）

表1 特定医療費（指定難病）医療受給者（旧：特定疾患医療受給者）状況（単位：人）（R5年3月31日時点）

年度	市町村別	小浜市	高浜町	おおい町	若狭町 (旧上中町)	管内
H30		220	70	67	67	424
R元		239	66	68	61	434
R2		247	71	71	65	454
R3		269	75	77	66	487
R4		256	71	77	67	472

(2) 在宅難病患者家庭訪問指導事業

在宅療養中の重症患者やニーズの高い者に対し、当センター職員が家庭訪問して、療養および日常生活にかかわる相談指導や他機関との連絡調整を行い、患者・家族の生活上の悩みごとや疾病に対する不安の軽減を図っている。（表2）

表2 令和4年度在宅難病患者家庭訪問指導状況（単位：人）

疾患名	実人数	延人数
筋萎縮性側索硬化症	5	13
パーキンソン病	2	3
多系統萎縮症	1	1
合計	8	17

(3) 在宅難病患者訪問指導（診療）事業

日常生活全般において介助を必要とする通院困難な患者・家族に対して、専門医・理学療法士等による診療班がセンター職員とともに家庭訪問し、専門的なアドバイスや個々の状況に応じた相談援助を行っている。令和4年度は、利用実績はなかった。

本事業は個々の状況に応じた対応ができるため、実際に訪問指導を受けた患者の満足度は高いものの、実施数は少ない。申請時の面接や家庭訪問指導事業を通じて、対象者を適

切に選定する必要がある。

(4) 特定疾患患者相談事業

特定医療費（指定難病）患者およびその家族に対し疾病等の不安解消を目的に相談会を開催している。

若狭管内には、患者会がなく同病者と悩みや問題を共有することの効果は大きく、参加者からは継続した開催の希望が多い。患者数の多い疾患を対象に実施しているが、参加者数が少ないため、患者・家族が参加しやすいよう、周知方法や内容等を工夫することが必要である。（表3）

表3 特定疾患患者相談事業の実施状況

開催日	内 容	参加者
令和4年 7月13日 (水)	難病患者家族相談会 全難病患者・家族対象の個別相談 相談員：難病支援センター	3名
令和4年 7月22日 (金)	難病患者家族相談会 全難病患者・家族対象の個別相談 相談員：難病支援センター	1名
令和4年 12月20日 (火)	難病患者家族講演会 神経・筋骨関節系難病患者・家族対象の個別相談 相談員：杉田玄白記念公立小浜病院 理学療法士 難病支援センター	5人

(5) 難病対策地域協議会（地域ケアシステム検討会議）

多様化している個々のニーズに対応していけるよう、支援者の気づきや思いを相互に情報共有し、多職種との連携、ネットワークづくり等の在宅医療・療養生活を支えるための支援体制が必要である

令和3年5月に災害対策基本法改正が行われ、市町村に対して個別避難計画の策定が努力義務化された。また、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」により、市町村において支援が必要な難病患者等を把握し、市町村と都道府県等間で情報共有する仕組みを構築するなどの取り組みが必要とされている。そのため、令和4年度は、若狭管内においても市町の作成する個別避難計画が、発災時に有効活用できるように管内関係機関で情報交換を行い、それぞれが役割を意識して発災に備えられるよう協議会を開催した。（表4）

表4 難病対策地域協議会 開催状況

開催日	内 容	参加者
令和4年 12月15日 (木)	・管内の避難行動要支援者対策の現状について ・永平寺町の取り組みについて 報告者：永平寺町防災安全課職員 ・グループワーク 「事例を通して要支援者の避難行動について」	20人

(6) 重症難病患者在宅療養支援事業

平成22年度から人工呼吸器を装着し、在宅療養を行っている重症難病患者の介護を行う者が、疾病、冠婚葬祭や休養等の理由により、当該患者を在宅において介護することができない場合、一時入院および医療機関または指定訪問事業者が行う長時間訪

問看護を支援することにより、患者の安定した在宅療養生活の確保と患者およびその家族の生活の質の向上を図ることを目的に実施している。平成 24 年度からは気管切開患者を装着している重症難病患者の介護を行う者も対象となった。令和 4 年度は、利用実績はなかった。

(7) 福井県在宅人工呼吸器使用患者支援事業

福井県に住所を有する指定難病受給者のうち、1 日につき 4 回以上の訪問看護が必要であると医師に認められる患者を対象として、訪問看護ステーション等に必要な費用を交付する（年間 260 回を限度とする）ものである。令和 2 年 3 月末に福井県と管内の訪問看護ステーションで契約が結ばれ、令和 4 年度も引き続き、筋萎縮性側索硬化症患者 1 名に対し、当事業を実施している。

(8) 人工呼吸器装着等難病患者の災害時支援

福井県に住所を有する指定難病受給者のうち、人工呼吸器装着または気管切開を行っている在宅の難病患者に対して、災害発生時の安全確保および適切な避難が図れるよう、災害時個別対策マニュアルの作成を行っている。

令和 4 年度には、在宅療養をしている呼吸器装着者 1 名分について作成しており、今後作成が必要な対象者に対して作成・更新の必要がある。

(9) 災害時在宅人工呼吸器電源確保事業

発災に備え、人工呼吸器の電源を確保するために補助金を交付する事業が令和 2 年 9 月末から開始した。福井県に住所を有しており、24 時間継続して人工呼吸器を使用しながら在宅療養を行っている患者が対象となる。令和 4 年 3 月末時点では、管内には対象者はいない。

第4章 精神保健

ポイント

- ・入院患者数、通院患者数ともに横ばいで経過している。
- ・自立支援医療（精神通院医療）受給者および精神障害者保健福祉手帳所持者は、年々増加している。
- ・当センターへの相談内容は、老人や社会復帰、アルコール等依存症、心の健康相談等様々であり、医療中断者の病状悪化に伴う緊急性の高いもの、家族や周囲への迷惑行為等の問題解決困難な相談も多く見られる。
- ・令和4年は県内、管内ともに自殺死亡数が減少した。

1 精神保健福祉の動向

管内の患者・精神障がい者の状況は以下のとおりである。

最近の市町別入院通院患者の動向としては、入院患者数は200人前後、通院患者数は1,500人前後で推移している。（表1）

自立支援医療（精神通院医療）受給者および精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にある。（表2・3）

表1 市町別入院通院患者数

（単位：人）

種別 市町名	入院患者（令和5年3月末時点の入院患者数）											通院患者 （令和5年3月 1か月間の実人数）				
	合計			措置			医療保護			任意			計	男	女	
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女				
県内	1,622	717	905	4	3	1	955	430	525	633	276	357	33,545	14,683	18,862	
小浜市	91	44	47	1	1		48	24	24	42	19	23	747	336	411	
高浜町	12	7	5				6	5	1	6	2	4	164	66	98	
おおい町	12	8	4				9	6	3	3	2	1	138	53	85	
若狭町*	52	23	29				33	14	19	19	9	10	379	159	220	
管内	167	82	85	1	1		96	49	47	70	32	38	1,428	614	814	
管内	R4年3月	181	82	99	-	-	-	106	49	57	75	33	42	1,468	637	831
	R3年3月	192	86	106	-	-	-	111	49	62	81	37	44	1,332	598	734
	R2年3月	202	97	105	-	-	-	114	52	62	88	45	43	1,469	659	810
	H31年3月	190	85	105	1	1	-	97	45	52	92	39	53	1,424	620	804
	H30年3月	201	90	111	-	-	-	112	54	58	89	36	53	1,517	643	874

*旧三方町を含む。

（福井県障がい福祉課資料より）

表2 自立支援医療費（精神通院医療）受給者証所持者数の推移（単位：人）

年度 区分	H30	H元	R2	R3	R4
管内*	655	684	379	720	671
県内	12,307	13,099	10,168	14,769	15,043

*旧三方町を含む。

（福井県障がい福祉課資料より）

※令和2年度の所持者数については、有効期間延長措置を受け、更新手続きを行わなかった者の数を含めない。

表3 精神障害者保健福祉手帳交付数の推移

(単位:人)

市町名	年度	H30	R元	R2	R3	R4	R4内訳		
							1級	2級	3級
小浜市		200	218	231	226	226	10	171	45
高浜町		58	60	60	64	66	2	51	13
おおい町		55	50	50	47	53	2	38	13
若狭町*		92	98	99	96	104	5	77	22
管内		405	426	440	433	449	19	337	93
県内		6,690	7,063	7,287	7,774	8,151	341	5,743	2,067

*旧三方町を含む。

(福井県障がい福祉課資料より)

2 精神保健福祉相談

管内における精神障がい者の通報は、令和4年度は9件であった。(表4)

相談内容は認知症、依存症(アルコール・ギャンブル・薬物)、思春期、心の健康づくり等様々である。また、医療中断者の病状悪化に伴う緊急性の高いもの、家庭内暴力や周囲への迷惑行為の問題、ひきこもり等解決困難な相談もある。本人家族だけでなく、関係機関の支援者からの相談もある。(表5)

表4 管内精神保健福祉法に基づく診察等申請通報届出処理状況および措置状況 (単位:件)

区分	申請者の通報件数							緊急措置(再)	処 理 状 況				
	一般 22条	警察官 23条	検察官 24条	保護観察所長 25条	矯正施設所長 26条	病院管理者 26-2条	計		鑑 定 実 施				調 査 の み
									要措置	不 要 措 置			
										入院医療	通院医療	一次診察のみ実施	
年度													
H30	-	3	1	-	1	-	5	1	3	-	-	-	2
R元	-	4	-	-	1	-	5	-	-	-	-	4	1
R2	-	6	1	-	2	-	9	-	1	-	-	5	3
R3	-	9	-	-	-	-	9	2	5	-	-	1	3
R4	-	7	1	-	1	-	9		4	-	-	3	2

表5 精神保健福祉相談・訪問指導状況(令和4年度)

(単位:件)

		老人	社会復帰	アルコール	薬物・ギャンブル	思春期	心の健康	その他	合計
定例精神相談 (専門医による)	所内	1		2			10	1	14
		(1)		(2)			(10)		(14)
面接相談	所外								0
									(0)
面 接 相 談		2					27	1	30
		1					(9)	1	(11)
訪 問		8	1				14		23
		(1)	(1)				(2)		(4)
電 話		10	5			1	78	18	112
		(1)	(1)			1	(14)	(2)	(19)
関係機関との 連絡調整		12	5				80	6	103
		(2)	(1)				(9)	(1)	(12)

延べ人数
(実人数)

3 ひきこもり対策

令和2年4月より当センター内に、福井県総合福祉相談所ホッとサポートふくいが運営する「福井県ひきこもり地域支援センター嶺南サテライト」が開設された。管内のひきこもりに関する相談については、ひきこもり支援コーディネーターと連携し対応している。

4 ネットワーク体制の整備

精神障がい者等が、地域でより良いサービスが受けられ安心して生活できるよう、ケース検討会や精神保健福祉連絡会、自立支援協議会等で関係機関の連携を強化するとともに地域の支援体制について検討している。

令和3年度からは、「地域生活中心」という理念のもと、精神障がい者が、地域の一員として、安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、障害福祉、社会参加、住まい等包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向けた協議会を開催している。(表6)

表6 令和4年度『若狭地域における精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進協議会』開催状況

回	開催日	内容	参加数
第1回	令和4年12月16日(金) 10:00～16:30	<ul style="list-style-type: none"> ・講義 「精神保健福祉法改正でどうなる？精神保健医療福祉体制～「にも包括」の構築に向けて～」 ・実践報告「若狭地域精神保健福祉連絡会の歩み」 ・グループワーク 	23名

5 自殺対策

我が国においては、自殺による死亡者数が高い水準で推移していることから、平成18年「自殺対策基本法」が施行され、自殺の防止および自殺者の親族等への支援の充実等を図るなど自殺対策を総合的に推進している。

<福井県の取組み>

自殺対策緊急強化特別事業は、①地域における気づき力の強化、②相談しやすい体制の充実、③命をつなぐ民間団体との活動支援、を対策の柱として平成21年度から様々な事業を展開している。

(1) 管内の状況

令和4年は県内、管内ともに自殺死亡数が減少した。(表7)

(表7) 管内および県内の自殺死亡者数の推移

年 市町名	H30	R元	R2	R3	R4
小浜市	4	5	5	8	3
高浜町	1	1	0	0	1
おおい町	1	0	1	3	2
若狭町*	1	3	3	4	4
管内	7	9	9	15	10
県内	119	113	126	128	114

*旧三方町を含む。

(警察庁自殺統計(自殺日・住居地)より)

(2) 若狭地域自殺対策連絡協議会

管内では、平成 22 年度から関係機関が連携・協力体制を構築し、自殺対策に主体的に取り組む地域基盤づくりを目的とした若狭地域自殺対策連絡協議会を設置した。また平成 30 年度には、若年層に対する相談支援体制の強化に向け若者対策部会を設置し、協議会全体会では若者も含めた協議を行っている。

○構成機関 (36 機関)

分野	機関
医療	杉田玄白記念公立小浜病院、医療法人嶺南こころの病院、小浜医師会
司法	小浜ひまわり基金法律事務所、福井県司法書士会
警察	小浜警察署
消防	若狭消防本部
金融機関	福井銀行小浜支店、福邦銀行小浜支店、小浜信用金庫、北陸労働金庫小浜支店、JA 若狭
労働	敦賀労働基準監督署、福井産業保健総合支援センター、小浜公共職業安定所、小浜商工会議所、高浜町商工会、おおい町商工会、わかさ東商工会
福祉	小浜市社会福祉協議会、高浜町社会福祉協議会、おおい町社会福祉協議会、若狭町社会福祉協議会、若狭つくし会、ふくい若者サポートステーション サテライト、若狭ものづくり美学舎
教育	県立若狭高等学校、県立若狭東高等学校、青池学園高等学校、
行政	小浜市、高浜町、おおい町、若狭町、嶺南消費生活センター、福井県総合福祉相談所、嶺南振興局若狭健康福祉センター (事務局)

○若者対策部会

分野	所属
医療	杉田玄白記念公立小浜病院
労働	小浜公共職業安定所
教育	福井県立若狭高等学校
教育	福井県立若狭東高等学校
教育	青池学園高等学校
福祉	ふくい若者サポートステーション サテライト
福祉	若狭ものづくり美学舎
行政	高浜町
行政	若狭町
行政	福井県総合福祉相談所

①会議の開催

毎年定例会では、管内の自殺者数の減少に向け協議会としての取り組みを進めている。

表 8 令和 4 年度『若狭地域自殺対策連絡協議会』会議実績

項目	開催日	内容	参加数
定例会	令和 4 年 11 月 21 日(月) 14:00~16:00	・自殺の現状および自殺対策計画について ・こころの健康カードによる普及啓発について ・ハイリスク相談集計について	21 名

②普及啓発

- ・悩みごと相談会のチラシの活用

9 月、3 月の相談会チラシの裏面に、『若狭地域における各機関の定例無料相談一覧』を

掲載して関係機関に配布した。

- ・悩みを抱える人に『トイレ』で啓発(平成 26 年 4 月～継続中)

③悩みごと総合相談会

相談会を 9 月の自殺予防週間、3 月の自殺予防月間に合わせて年 2 回実施した。(表 9)

表 9 悩みごと総合相談会実施状況

日時	内容	参加実績	場所
令和 4 年 9 月 4 日 (日) 13:00～16:00	○悩みごと何でも相談会 (相談内容) ・法律相談(借金、相続、離婚) ・精神相談(精神疾患、対人関係、ストレス、発達障害、依存症等) ・介護、子育て、ひきこもり等相談 ・就労相談(生活困窮、自立生活)	3 件	若狭健康福祉センター
令和 5 年 3 月 5 日 (日) 13:00～16:00	同上	4 件	若狭健康福祉センター

④臨床心理士相談会

悩みを抱える生徒、保護者の問題解決や環境を整えることができるよう、令和元年度から「生徒、保護者、教員のための臨床心理士による相談会」を開催している。

第5章 母子保健

ポイント

- ・ 育児不安や育児ストレスを抱え、児童虐待に発展する恐れのある家庭の保護者に対し、育児不安解消サポート事業を実施している。令和4年度は年間6回開催し、個別相談のみ実施した。
- ・ 母子保健支援事業により、母子保健スーパーバイザーが配置され、母子保健の市町支援を強化した。

1 医療給付

(1) 小児慢性特定疾病医療費助成制度

治療が長期にわたり医療費も高額となることから、医療の確立と患者家庭の医療費の負担軽減を図るため、医療給付を行っている。疾病別の状況は、内分泌疾患によるものが最も多く、次いで慢性心疾患となっている。(表1)

表1 小児慢性特定疾患給付件数

(単位：件)

種別	年度	R元	R2	R3	R4				
					合計	小浜市	高浜町	おおい町	若狭町
悪性新生物		3(3)	3(3)	7(3)	6(6)	5	-	1	-
慢性腎疾患		5(4)	5(4)	4(3)	5(4)	2	2	-	1
慢性呼吸器疾患		2(1)	2(2)	1(1)	1(1)	1	-	-	-
慢性心疾患		10(9)	10(10)	10(10)	10(10)	5	-	3	2
内分泌疾患		19(16)	19(17)	14(14)	13(13)	6	4	3	
膠原病		1(1)	3(1)	2(2)	3(2)	2	-	-	1
糖尿病		2(2)	3(2)	4(3)	4(4)	3	1	-	-
先天性代謝異常		-	-	-	1(0)	-	-	1	-
血友病等 血液・免疫疾患		1(1)	1(1)	1(1)	2(1)	1	1	-	-
神経・筋疾患		4(4)	6(4)	6(6)	6(6)	4	1	-	1
慢性消化器疾患		3(1)	4(3)	4(4)	5(4)	3	-	1	1
染色体又は遺伝子 変化伴う症候群		-	1	2(1)	3(2)	3	-	-	-
皮膚疾患群		-	-	-	-	-	-	-	-
合計		50(42)	57(47)	55(48)	59(53)	35	9	9	6

※ () 内は前年度より継続して給付を受けた者。(内数)

(2) 特定不妊治療費助成事業

特定不妊治療は、令和4年4月1日より保険適用となった。県では、令和4年10月5日に助成制度を改正し(令和4年4月1日以降に終了した特定不妊治療から適用)、保険適用となる特定不妊治療(先進医療を組み合わせる場合も含む)、国で審議中の技術と組み合わせる特定不妊治療、保険適用の回数終了後の特定不妊治療に対して、1回あたりの自己負担額が6万円を超えないように助成を行った。また、令和4年度は保険適用の経過措置として年度をまたぐ自費診療に対しても助成を行った。(国経過措置)(表2)

表 2 特定不妊治療費助成件数（延べ）（単位：人）

回数別	年度				
	H30	R元	R2	R3	R4
国経過措置	-	-	-	-	10
1回目	21	32	14	34	25
2回目	20	21	14	17	11
3回目	12	12	15	7	6
4回目	13	11	9	5	1
5回目	14	8	8	3	-
6回目	6	7	7	3	-
7回目以降	2	27	4	10	-
男性不妊治療	1	1	-	1	1
合計	89	119	71	80	54

※令和4年度より保険適用により回数リセット

2 人工妊娠中絶

管内医療機関より報告された人工妊娠中絶の件数を取りまとめている。（表3）

表 3 年代別人工妊娠中絶数（単位：人）

年齢別	年度				
	H30	R元	R2	R3	R4
15歳未満	-	-	-	-	-
15歳	-	-	-	-	-
16歳	-	-	-	-	-
17歳	1	-	-	-	-
18歳	1	-	-	1	-
19歳	-	1	1	-	1
20～29歳	10	2	3	4	4
30～39歳	14	3	3	2	1
40～49歳	58	2	2	2	1
合計	34	8	9	9	7

※令和元年度から報告医療機関数に変更

3 母子保健相談実施状況

妊産婦、新生児、乳幼児の訪問指導は各市町の保健師等が行っている。（表4）

平成25年度から母子保健法の一部改正に伴い、未熟児の訪問指導も市町に権限移譲された。当センターは、小児慢性特定疾病や育児不安解消サポート事業の対象者で支援が必要と考えられる場合、保健師が相談対応や家庭訪問を行っている。（表5）

表 4 令和4年度市町別対象別母子訪問活動（単位：人）

種別	妊婦		産婦		新生児 (未熟児除く)		未熟児または 低出生体重児		乳児		幼児		その他	
	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員
小浜市	9	9	208	218	16	16	24	24	186	194	96	99	12	16
高浜町	32	34	58	64	13	13	1	1	44	49	31	32	0	0
おおい町	0	0	59	65	4	4	5	5	50	56	4	4	5	22
若狭町*	2	2	101	103	9	9	3	3	94	99	3	4	1	1
合計	43	45	426	450	42	42	33	33	374	398	134	139	18	39

*旧三方町を含む。

表 5 令和 4 年度長期療養児・障がい児相談状況（若狭 HWC）

（単位：人）

実 人 員	相談								訪問		電 話 相 談 （ 延 人 員）
	延人員								実 人 員	延 人 員	
	申請等	医療	家庭 看護	福祉 制度	就学	食 事 ・ 栄 養	歯科	その他			
59	59	0	0	0	0	0	0	0	6	6	10

4 先天性代謝異常等検査事業

フェニルケトン尿症等の先天性代謝異常および先天性副腎過形成症および先天性甲状腺機能低下（クレチン）症は、放置すると知的障がいや発育不良などの症状をきたすが、早期に発見し適切な治療を行うことにより、心身障がいを予防することが可能である。

当センターでは、検査結果が精密検査を必要とする乳児について、受診確認をする、保護者の相談に応じるなどの事後指導を実施している。

管内の令和 4 年度の先天性代謝異常検査では、要精密検査者数は 0 件であった。（表 6）

表 6 先天性代謝異常等検査

（単位：件）

年度		H30	R 元	R2	R3	R4
要精密検査者		3	1	-	1	-
要 精 密 検 査 結 果	要治療	3	1	-	-	-
	経過観察	-	-	-	1	-
	異常なし	-	-	-	-	-

5 育児不安解消サポート事業（“かるがも”のお部屋）

育児不安や育児ストレスを抱え、児童虐待に発展する恐れのある家庭の保護者に対し、助言・指導を行い、その未然防止を図る目的で毎月実施している。対象者は 0 歳からおおむね就学前児童の保護者のうち、育児ストレス、産後うつ病等により育児の不安が強い方、または親子関係、家族関係、対人関係等に悩んでいる方である。保護者に対しては精神科医、臨床心理士による個別相談を実施、子どもには保育士、家庭相談員等が関わり遊びや保育を通じて行動や感情表現等の観察を実施し、今後の方針を検討している。現在の利用者は複雑な育児不安を持ったケースや家族関係に悩むケースなど様々で、精神科医や臨床心理士による個別相談の利用も多い。

令和 4 年度の育児不安解消サポート事業への保護者の参加実人数は 6 人、参加延人数は 7 人であった。（表 7）

表 7 育児不安解消サポート事業参加状況

（単位：人）

種別		年度	H30	R 元	R2	R3	R4
保護者	実人数		46	30	9	7	6
	延人数		62	65	16	17	7
子ども	実人数		49	35	3	5	4
	延人数		82	76	6	9	4

6 母子保健支援事業

近年、産後うつ等の専門的な支援が必要な妊産婦が増加し、母子保健に対するニーズも多様化・高度化している。健康福祉センターに配置された母子保健スーパーバイザーによる専門的な技術伝承や困難事例の対応指導を行うことにより、市町および県の母子保健人材を育成し、母子保健サービスの全権的水準向上を図っている。また、保健・医療・福祉等の地域の関係機関が相互の業務について理解を深めることにより、支援を必要とする妊産婦およびその過程に、より効果的な支援が提供できる体制整備を行っている。

令和4年度は、統計データの読み取りを踏まえて乳幼児健診について、管内4市町へのヒアリング、乳幼児健診の視察を実施した。また、取り組み状況は母子保健連絡会について管内市町と共有した。(表8)

表8 母子保健連絡会実施状況

開催日	内容	参加者
令和4年10月12日(水)	○若狭地域母子保健事業に係る打合せ会 ・母子保健SV紹介、若狭管内の健診の現状からみた分析結果について ・意見交換 ・今後の方向性と具体的な活動について	16名 管内各市町母子保健担当保健師、県こども未来課母子ケアグループ、二州健康福祉センター、若狭健康福祉センター
令和5年3月7日(火)	○市町巡回報告会 ・市町巡回報告 ・各市町からの健診紹介 ・療育センター心理士(嶺南駐在)からの聞き取り報告 ・今後の方向性について	16名 管内各市町母子保健担当保健師・管理的な立場の方、県こども未来課母子ケアグループ、若狭健康福祉センター

7 市町における母子保健事業

(1) 1歳6ヵ月児健康診査

令和4年度1歳6ヵ月児健診では、対象者人449中受診者は446人で受診率は99.3%であった。(表9)

表9 令和4年度1歳6ヵ月児健康診査受診者数 (単位:人)

	小浜市	高浜町	おおい町	若狭町*	管内
対象者数	207	68	69	105	449
受診者数	205	68	68	105	446
受診率(%)	99.0	100	98.6	100	99.3
異常なし	119	45	51	48	263
要精密検査	5	0	0	8	13
精密検査受診者数	3	0	0	4	7

*旧三方町を含む

(2) 3歳児健康診査

令和4年度 3歳児健診では、対象者423人中受診者は415人で受診率は98.1%であった。

(表10)

表10 令和4年度 3歳児健康診査受診者数

(単位：人)

	小浜市	高浜町	おおい町	若狭町*	管内
対象者数	206	64	61	92	423
受診者数	198	64	61	92	415
受診率(%)	96.1	100	100	100	98.1
異常なし	100	38	30	41	209
要精密検査	28	11	11	20	70
精密検査受診者数	19	9	8	13	49

*旧三方町を含む。

第6章 健康増進

ポイント

- ・令和2年度から食環境整備の一環として「ふくい100彩ごはん」の取組みを行っている。
- ・県内全域で高血圧が健康課題であり、管内での虚血性心疾患による死亡者数の減少等を目的に今後、管内市町と連携して減塩対策を行う。
- ・国民健康保険加入者のうち禁煙希望者に対して、医療機関および薬局と連携した禁煙支援を推進した。

1 健康づくりの推進

「健康日本21(第二次)」や「第4次元気な福井の健康づくり応援計画(平成30年3月改訂)」を推進するために、当センターは、食環境の整備や栄養や運動等の生活習慣改善の推進を行っている。

(1) 食環境の整備

飲食店およびスーパー等を対象に本県の豊富な食材・特産品を活かし、低カロリー・低塩分で野菜を多く使ったメニューを募集し、県が定めた認証条件に該当したメニューを「ふくい100彩ごはん」として認証した。認証メニューは、県のホームページおよびSNS(YouTube)に掲載し、外食・中食(調理されたものを持ち帰り家で食べる)、配食サービス利用に健康に配慮した食事ができる食環境整備に努めた。(表1)

また、平成27年4月には食品の表示に関する規定を一元的に定めた「食品表示法」が施行され、令和2年4月1日以降に製造される一般用加工食品および添加物には原則として栄養成分表示が義務化された。健康増進法に基づく、健康保持増進の効果に関する虚偽誇大広告の指導・相談と併せて、食品表示の相談に応じている。(表2)

表1 令和4年度 若狭管内の「ふくい100彩ごはん」認証店舗数

	飲食店版	惣菜版	配食サービス	社員食堂版	合計数
店舗数	9	14	4	3	30

表2 令和4年度 管内における食品表示に関する指導・相談状況

区分	指導・相談件数
栄養成分表示(食品表示法)	7
健康保持増進の虚偽誇大広告(健康増進法)	0

さらに、県内全域で高血圧が健康課題であることや、管内市町は県と比較して、虚血性心疾患のSMR(標準化死亡比)*が高い現状から、高血圧症の要因の一つである減塩対策を、管内市町と連携して行い、心血管疾患による死亡者数の減少や健康寿命の延伸を図る。

※SMR(標準化死亡比):人口構成の違いを除去して死亡率を比較するための指標のこと

(2) 運動習慣の推進

主に働き世代が運動に気軽に取り組み、1日の歩行数を1,000歩増やすことを目的に、「スニーカービズ」(歩きやすい靴で通勤・勤務を行うこと)を推進した。

(3) 食生活改善推進員の活動

本県における食生活改善推進員は福井県食生活改善推進員連絡協議会（以下、福食連）に加入し、地域でのボランティア活動を通じた栄養改善を行っている。当管内においては1市3町で福食連若狭支部を構成しているが、小浜市以外の3町は福食連を休会しているため、小浜市における活動状況を下記に示す。(表3)

表3 令和4年度 福食連若狭支部活動状況

推進員数	区分	子どもの健康、食生活	若者・働き世代の健康・食生活	高齢者の健康・食生活	その他	総数
148	延べ回数	94	172	381	350	1,103
	延べ人数	244	971	1,038	459	2,712

※日本食生活協会・福井県食生活改善推進員連絡協議会の活動状況

2 がん対策

「がん対策基本法」が平成19年4月から施行され、同法に基づき「がん対策推進基本計画」が策定された。福井県では、「福井県がん対策推進計画」を平成20年3月に策定、平成25年3月に「第2次福井県がん対策推進計画」に策定。さらに第2次県計画を見直し、平成30(2018)～35(2023)年度の6年間を期間とする「第3次福井県がん対策推進計画」を策定し、がん予防・早期発見・治療日本一を目指し「健康長寿ふくい」の実現に向けてがん対策を総合的に推進している。

(1) がん検診受診率

がん検診は、がんを早期発見し適切な治療を行うことで、がん死亡者数を減少させることができる確実な方法であり、現在、市町および職域において実施している。平成24年6月に改定された国の「がん対策推進基本計画」では、受診率の算出対象が、これまでの「40歳（子宮がんは20歳）以上全ての方」から「40歳（子宮がんは20歳）から69歳まで」に変更された。管内の市町事業として実施している検診による受診率は下記のとおりである。(表4)

表4 市町が実施した70歳未満のがん検診受診率 (単位：%)

種別 年度 市町名	胃がん		肺がん		大腸がん		子宮頸がん		乳がん	
	R3	R4	R3	R4	R3	R4	R3	R4	R3	R4
小浜市	14.8	13.9	21.8	21.8	24.1	24.6	60.3	57.8	60.3	55.3
高浜町	62.5	67.9	94.6	91.5	112.4	108.9	128.1	124.5	122.8	122.1
おおい町	46.6	50.0	47.5	41.1	54.8	48.5	91.0	101.3	81.0	96.1
若狭町*	23.5	30.7	46.0	48.0	50.4	51.1	86.3	97.7	81.8	94.7

※本受診率は、国の示す市町推計対象を使用しているため、場合によっては100%を超える場合も有りうる。(がん検診を実施していない事業所の就業者が市町がん検診を受診している場合等)

※旧三方町を含む。

(参考) 受診率(胃・肺・大腸) = $\frac{1 \text{ 年間にがん検診を受診した70歳未満の人数(集団・個別)}}{\text{該当市町村の区域内に居住地を有する40歳以上70歳未満の男女}}$

受診率(乳・子宮) = $\frac{(\text{前年度70歳未満の受診者数} + \text{当年度70歳未満の受診者数} - 2 \text{ 年連続70歳未満の受診者数})}{\text{該当市町村の区域内に居住地を有する対象年齢の女性}}$

(乳40歳以上・子宮20歳以上70歳未満)

出典：県保健予防課

(2) がん検診推進医活動

福井県は平成 20 年度からがん検診推進医（26 人）を設置し、平成 23 年度からは、個別がん検診実施機関の医師に、がん検診推進医としての役割を位置づけた。

地元医師会、がん個別検診機関と共働し、医師が市町長や事業主等に対し指導・助言を実施して、働き盛り世代の受診率向上を図っている。（表 5）

表 5 管内がん個別検診医療機関数（令和 5 年 6 月時点）

	胃がん検診 ※	肺がん検診	大腸がん検診	子宮がん検診	乳がん検診
医療機関数	6	6	12	3	2

※X線、内視鏡いずれも実施している場合は、1 と計上する。

(3) がん検診受診促進キャンペーン

がん検診普及啓発のため、福井県労働基準協会と連携して管内事業者に対してがん予防や健診受診について説明し、パンフレットを配布した。（表 6）

表 6 令和 4 年度がん検診受診促進キャンペーン実施内容

実施日	場 所	内 容	参加数
6 月 6 日（月）	パレア若狭	令和 4 年度全国安全週間説明会	67 人
9 月 1 日（木）	パレア若狭	令和 4 年度全国安全衛生週間説明会	53 人

3 受動喫煙防止、禁煙支援対策

当センターでは、5 月 31 日の「世界禁煙デー」を中心とした「禁煙週間」に、ポスター掲示を行い、福井県労働基準協会と連携して管内事業者に対して受動喫煙防止を啓発している。また、市町の特定健診・特定保健指導を受診した禁煙に関心を持つ者に対して禁煙外来による禁煙治療や薬局での禁煙相談を促している。また、令和 4 年度は、後述の若狭地域・職域連携推進協議会の活動の一環として、管内の医療機関、薬局や市町等に禁煙ポスターや禁煙手帳を配布して、受動喫煙防止および禁煙支援活動の促進を図った。

4 若狭地域・職域連携推進協議会

地域保健と職域保健が共同して健康づくりを推進していくことを目的に平成 20 年度より健康課題の解決に向けた事業を実施した。令和元年度からは、改定健康増進法が施行されたことに伴い、受動喫煙防止や禁煙希望者に対する禁煙支援として、医療機関、調剤薬局や市町で構成する「若狭地域 禁煙支援協議会」を発足して体制整備を進めた。（表 7）（表 8）

表 7 若狭地域・職域連携推進協議会活動内容

年度	内 容
平成 20 年度～平成 24 年度	がん検診の機会提供やがん検診受診勧奨による受診率向上に向けた対策を検討した。
平成 25 年度～平成 30 年度	メタボリックシンドローム対策として食・運動習慣に関する目標を掲げ、参加機関がそれらの目標の達成に向けて m y 企画書を作成して、その内容を実践した。
令和元年度～	独自の紹介状様式を用いて、受動喫煙防止や禁煙希望者に対する禁煙支援を推進

表 8 令和 4 年度 若狭地域・職域連携推進協議会開催状況

開催日	内容	参加者	
令和 5 年 1 月 26 日	<ul style="list-style-type: none"> 参加機関と紹介状を使用した禁煙支援事業の現状を共有し、今後の取組みに生かす。 啓発媒体（禁煙ポスター、禁煙手帳）を配布し、医療機関等を通して県民に対する禁煙支援の周知を図る。 	15 名	禁煙外来医師、歯科医師、調剤薬局薬剤師、各市町商工会事務局長、事業所健康管理担当者、市町担当者

5 給食施設指導

(1) 給食施設指導

健康増進法に基づき、特定多数の人に対して、継続的に 1 回 100 食以上または 1 日 250 食以上の食事を提供する「特定給食施設」と、1 回 20 食以上または 1 日 50 食以上提供する「その他の給食施設」に対し、適切な栄養管理が実施されるように指導・助言を行っている。(表 8、9)

また、管内給食施設の栄養担当者や管内市町の健康づくり担当者を対象に連絡会の開催や情報発信を行い、適切な栄養管理の実践に向けた支援や地域課題の解決に向けた施策の推進を行っている。(表 10)

表 8 令和 4 年度給食施設数および栄養士・管理栄養士配置状況

施設別	区分	管理栄養士のみの施設		管理栄養士・栄養士どちらもある施設			栄養士のみの施設		管理栄養士・栄養士どちらもない施設数
		施設数	管理栄養士数	施設数	管理栄養士数	栄養士数	施設数	栄養士数	
指定施設	学 校								
	病 院			1	5	3			
	介護老人保健施設								
	介護医療院								
	老人福祉施設								
	児童福祉施設								
	社会福祉施設								
	そ の 他								
計	0	0	1	5	3	0	0	0	
特定給食施設	学 校	3	3	1	1	1	2	2	10
	病 院			2	3	3	0	0	0
	介護老人保健施設	1	2	0	0	0	0	0	0
	介護医療院								
	老人福祉施設	1	1	2	3	3	0	0	0
	児童福祉施設	0	0	0	0	0	3	6	5
	社会福祉施設								
	そ の 他								
計	5	6	5	7	7	5	8	15	
その他の給食施設	学 校	1	1	0	0	0	0	0	11
	病 院	0	0	1	1	1	0	0	0
	介護老人保健施設	0	0	2	2	2	0	0	0
	介護医療院	1	1	0	0	0	0	0	0
	老人福祉施設	2	2	4	6	4	6	6	6
	児童福祉施設	1	1	0	0	0	2	2	15
	社会福祉施設	0	0	0	0	0	2	2	4
	事 業 所								
	寄 宿 舎	0	0	0	0	0	0	0	5
	そ の 他	1	1	1	1	1	0	0	5
計	6	6	8	10	8	10	10	46	

(衛生行政報告例)

表9 令和4年度 栄養管理に関する指導・助言件数

施設別	区分	施設数	個別指導		集団指導	指導・助言件数 (実数)
			巡回指導数	その他の相談件数		
学 校		29	23	0	23	23
病 院		4	4	0	4	4
介護老人保健施設		3	3	0	3	4
介護医療院		1	0	0	1	1
老人福祉施設		21	8	0	10	11
児童福祉施設		26	3	1	3	3
社会福祉施設		6	3	0	2	5
寄 宿 舎		0	0	0	0	0
そ の 他		3	0	0	0	0

表10 令和4年度 健康増進指導事業実施状況

実施 月日	開催場所	目的	内容・講師名	参加者および参加者数	備考
4月～		生活習慣病予防を目的とした受動喫煙防止および禁煙支援	・紹介状を用いた禁煙支援および禁煙手帳の活用の促進 ・管内医療機関等に禁煙啓発ポスター、禁煙手帳の配布	ポスター等配布先 ・医療機関 ・歯科医院 ・薬局 ・市町 ・地域・職域連携推進協議会 構成機関 計 74 施設	
令和5年 3月	メールおよびYouTube動画による情報配信	特定給食施設等における適切な栄養管理の推進	YouTubeによる発信 ・ふくい100彩ごはんの紹介	管内特定給食施設、市町等 61施設	
令和5年 3月	メール等	病院および施設間等で、食種や食形態を共有し、転院・転所時にも途切れなく個人にあった食事が提供される。	食形態共有一覧表の改訂（第5版）の発行	病院、介護・老人福祉施設職員 17施設	
令和5年 3月 23日	若狭 HWC 大会議室	減塩対策	令和4年度健康づくり市町担当者連絡会の開催 ・減塩食品が手に入りやすい環境づくり ・市町における減塩指導の推進 ・次年度以降の企画を共有	市町職員6名	

(2) 「食形態共有一覧表」による栄養管理情報共有の推進

患者および利用者の転院・転所・在宅移行時に栄養に関する情報共有を円滑に行うことを目的に、食形態共有ネットワーク事業の取り組みの一環として、平成28年度に管内17施設の摂食・嚥下に配慮した食事の情報をまとめた「食形態共有一覧表」を作成し、令和4年度末に第5版を発行した。

第7章 歯科保健

1 歯科保健対策の現状

国では、「生涯にわたり自分の歯を20本以上保つことにより健全な咀嚼能力を維持し、健やかで楽しい生活をすごそう」という8020（ハチマル・ニイマル）運動を提唱し、生涯を通じた歯および口腔の健康増進を推進している。

本県では、3歳以降就学前までにむし歯を持つ子どもが増えるため、「子どもの歯の健康プロジェクト」として、保育所・幼稚園・認定こども園の4、5歳児を対象にフッ化物洗口の実施を推奨している。また、妊産婦を対象に、（一社）福井県歯科医師会に委託して無料歯科健診を実施し、妊産婦から小児期における虫歯予防対策を行っている。

2 市町における歯科保健事業

住民に身近な市町において、生涯にわたる歯科保健事業が実施されている。（表1）

表1 令和4年度 歯科保健対策の現状

市町名 区分	小浜市	高浜町	おおい町	若狭町(未)
妊産婦	<input type="checkbox"/> 県の妊産婦歯科健診の周知	<input type="checkbox"/> 県の妊産婦歯科健診の周知 スマイルマルシェ	<input type="checkbox"/> 県の妊産婦歯科健診の周知	<input type="checkbox"/> 県の妊産婦歯科健診の周知
乳幼児	6ヵ月児健診 1歳児育児相談 1歳6ヵ月児健診 3歳児健診	6～7ヵ月育児相談 1歳6ヵ月児健診 2歳親子歯科健診 3歳児健診	6～7ヵ月児（集団指導） 1歳6ヵ月児健診 2歳児健診 3歳児健診	7ヵ月児育児教室 10ヵ月児育児教室 12ヵ月児育児教室 1歳6ヵ月児健診 2歳児歯科健診 3歳児健診
学童期		たかはま健康づくり 10 カ条ポスターコンクール、展示		
成人期	<input type="checkbox"/> 歯周病健診（40歳、50歳）	<input type="checkbox"/> 大人の歯科検診 （40歳、45歳、50歳、55歳、60歳）	<input type="checkbox"/> おとなの無料歯科健診 （18歳以上）	歯周病検診（18歳以上）
高齢期 要介護者	一般介護予防事業 「ココカラ元気教室」 （口腔機能向上、摂食と嚥下機能の向上） ふれあいサロン（健口体操） <input type="checkbox"/> 後期高齢者歯科健康診 査事業（75歳）（福井県後 期高齢者医療広域連合 実施）	<input type="checkbox"/> 大人の歯科検診 （65歳、70歳、76歳）	介護予防教室 （口腔指導） 老人クラブ健康相談 （相談） <input type="checkbox"/> おとなの無料歯科健診	一般介護予防事業 口腔機能向上「お口の教室」
その他		町内各所にたかはま健康づくり10カ条ポスター掲示 広報たはまにおける啓発		子育て支援センターで乳児を対象にした口腔機能について学ぶ広場開催 各保育所で保育士による歯磨き教室開催

内は医療機関委託で実施。

第5編 医 療

第1章 医療対策

ポイント

- ・ 福井県医療計画の進捗管理と、若狭地域における在宅医療の充実・強化を図るために、地域医療連携体制協議会を開催し、関係機関や多職種との連携体制について検討している。
- ・ 病院および一般・歯科診療所に対して立入検査を実施している。

1 医務関係業務

(1) 地域医療の推進

① 医療施設

管内の医療施設は表1のとおりである。

医療施設に対しては、医療法の規定に基づき立入検査を実施しており、法で定められた人員や構造設備を有しているか、適正な管理を行っているかを確認している。

表1 医療施設数および立入検査件数 (R5.4.1時点)

市町名	病 院											一般診療所			歯科診療所	
	施 設 数					病 床 数						施 設 数				
	総数	精神	結核	一般	療養	総数	精神	感染	結核	一般	療養	総数	有床	無床		病床数
小 浜 市	2	-	-	1	1	516	100	2	8	296	110	18	1	17	18	9
高 浜 町	1	-	-	1	-	90	-	-	-	40	50	8	-	8	-	2
おおい町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	1	6	19	3
若 狭 町	1	1	-	-	-	170	170	-	-	-	-	4	1	3	19	2
管 内	4	1	-	2	1	776	270	2	8	336	160	37	3	34	56	16
立入検査件数	7															

※医療施設には介護老人保健施設および保健所を含む。

② 医療従事者

医師等医療従事者については2年ごとに関係法令に基づき調査を実施しており、管内の医療従事者数は表2のとおりである。

表2 医療従事者数

年 度	医 師	歯科医師	薬剤師	看護職	歯科衛生士	歯科技工士
H26	104	25	76	880	38	9
H28	106	25	80	824	36	9
H30	106	25	85	814	36	5
R2	98	29	83	855	38	11

※人数は各年度の12月末現在。旧三方町を含む。

(2) 嶺南地域医療構想調整会議・若狭地域医療連携体制協議会

嶺南地域の医療提供体制の確保を目的に地域医療構想の策定および実現に向けた関係者との協議および調整を行うため、表3の会議を開催した。

表3 令和5年度嶺南地域医療構想調整会議・若狭地域医療連携体制協議会

日時・場所	内 容	参加数
R5年3月8日(水) 19:00~20:30 若狭健康福祉センター	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域医療構想にかかる各医療機関の対応方針策定について 2 公立病院経営強化プランの策定について 3 休止病床、過剰病床機能への転換等に関する対応について 4 外来機能報告および紹介受診重点医療機関について 	32人

第2章 薬事

ポイント

- ・ 小学校高学年以上の児童・生徒を対象に薬物乱用防止普及啓発活動を実施した。

1 薬事関係業務

(1) 医薬品および毒物劇物対策

管内の薬局、医薬品販売業および毒物劇物販売業等の状況は表1のとおりである。

これらの施設に対し「医薬品一斉監視指導」、「農薬危害防止運動」の期間を中心に監視指導を行っている。

表1 薬事関係業務

(R5.4.1時点)

区分 市町名	薬局	医薬品						医療機器		毒物劇物						
		医薬品販売業				薬局医薬品製造業	薬局医薬品製造販売	医薬品製造業	医療機器製造業	販売業		毒物劇物製造業	業務上取扱者			
		店舗	薬種商	配置	卸売					高度管理医療機器	管理医療機器			一般	農薬用品目	特定品目
小浜市	12	13	-	-	1	2	2	2	-	16	80	-	10	4	1	-
高浜町	4	4	-	-	-	-	-	-	-	4	18	-	4	3	-	-
おおい町	2	2	-	-	-	-	-	-	-	1	10	-	0	2	-	-
若狭町	2	2	-	-	-	-	-	1	-	3	11	2	2	2	-	-
管内	20	21	-	-	1	2	2	3	-	24	119	2	16	11	1	-
監視件数	4	4	-	-	1	-	-	6	-	8	-	-	4	-	-	-

※「管理医療機器販売業」には医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第49条に規定される届出特例対象の業を含む。

(2) 献血状況

表2に示すとおり、管内合計での献血者数は受入予定数を下回ったが、県全体では、目標15,759人に対し15,882人と目標数を上回る結果となった。今後、少子高齢化が進むことから、より血液製剤需要の増大、献血者数の減少が予測されるため、若年層の献血率向上が重要な課題である。また、新型コロナウイルス感染症の影響により献血者数の減少している。

表2 献血受入状況（移動献血車による献血受入人員数）

年度 区分 市町名	R4					R3				
	予定数	実績				予定数	実績			
		成分	400ml	200ml	計		成分	400ml	200ml	計
小浜市	644	-	632	37	669	624	-	657	38	695
高浜町	460	-	396	3	399	480	-	350	5	355
おおい町	460	-	479	3	552	480	-	507	4	511
若狭町	230	-	199	14	232	336	-	209	19	228
合計	1,794	-	1,706	57	1,763	1,920	-	1,723	66	1,789
県計	15,759	-	15,234	648	15,882	15,650	-	15,206	646	15,852

(3) 薬物乱用防止対策

全国的に若年者による大麻事犯の増加など、一般住民、特に若者の薬物乱用が大きな社会問題となっており、住民に対し薬物乱用防止知識の普及徹底を図るため、薬物乱用防止指導員の協力も得て、啓発活動に取り組んだ。

また、小学校高学年以上の児童・生徒を対象として、薬物乱用の危険性を認識してもらうために、依頼のあった各学校において講習会を実施した。

表3 令和3年度 薬物乱用防止指導教室（当センター開催分）

回	開催日	学校名	対象 学年	参加生徒・児童数
1	2022/07/8	小浜市立小浜小学校	6	44名
2	2022/07/14	小浜市立小浜美郷小学校	6	53名
3	2022/7/15	若狭町立鳥羽小学校	6	18名
4	2022/12/13	小浜市立内外海小学校	6	19名
5	2023/1/16	小浜市立雲浜小学校	6	30名
6	2023/2/9	若狭町立野木小学校	6	12名
7	2023/2/10	小浜市立中名田小学校	5,6	10名
8	2023/3/6	小浜市立加斗小学校	5,6	16名
			(計)	202名

第6編 環境衛生

第1章 食品衛生

ポイント

- ・食品衛生法が改正され、令和3年6月から完全施行となった。そのため、令和3年6月以降に新規に営業許可を取得した施設、許可を更新した施設は改正食品衛生法に基づく許可となる。また営業許可の対象となっていない業種を営む営業者は、届出対象外業種を除いて届出が必要となった。(営業届出制度の創設)
- ・福井県食品衛生監視指導実施要領に基づき、業種ごとに定期的に各施設に立入りし、監視指導を行った。
- ・ふぐ、かき等の特産品についても流通が広域化している為、表示や品質管理の徹底を指導するとともに、定期的な収去検査を実施した。

1 食品衛生法に基づく施設数

(1) 営業許可を要する施設

旧食品衛生法に基づく許可を要する施設の状況は表 1-1、改正食品衛生法に基づく許可を要する施設の状況は表 1-2 のとおりである。旧食品衛生法第 52 条に基づく要許可 34 業種のうち、管内には 25 業種で許可施設数は 817 施設となっている。また、改正食品衛生法第 55 条の基づく要許可 32 業種のうち、管内には 18 業種で許可施設数は 535 施設となっている。令和 4 年度は 573 施設の監視指導を行った。

表 1-1 旧食品衛生法に基づく許可を要する食品関係営業施設

(R5.3.31 現在)

業種	区分	営業施設数	営業許可施設数		廃業施設数	処分件数						告発件数		査・調 視・監 指・施 施設 数
			継続	新規		営業許可取消	営業禁止命令	営業停止命令	改善命令	物品廃棄命令	その他	無許可営業	その他	
飲食店 営業	一般食堂・レストラン等	171	-	-	31	-	-	1	-	-	-	-	-	84
	仕出し屋・弁当屋	80	-	-	8	-	-	1	-	-	-	-	-	35
	旅館	129	-	-	7	-	-	-	-	-	-	-	-	68
	その他	163	-	-	24	-	-	-	-	-	-	-	-	40
菓子(パンを含む)製造業		79	-	-	5	-	-	-	-	-	-	-	-	33
乳処理業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
特別牛乳さく取業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
乳製品製造業		1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
集乳業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
魚介類販売業		56	-	-	5	-	-	-	-	-	-	-	-	39
魚介類競り売り業		1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
魚肉練り製品製造業		4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
食品の冷凍または冷蔵業		14	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
缶詰または瓶詰食品製造業 (上記および下記以外)		4	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
喫茶店営業		15	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	2
あん類製造業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アイスクリーム類製造業		11	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	7
食肉処理業		4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
食肉販売業		16	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	7
食肉製品製造業		1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
乳酸菌飲料製造業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
食用油脂製造業		-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
マーガリンまたはショートニング 製造業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
みそ製造業		2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
しょうゆ製造業		1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
ソース類製造業		1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
酒類製造業		1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
豆腐製造業		1	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	3
納豆製造業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
麺類製造業		3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
そうざい製造業		55	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	24
添加製造業		1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
食品の放射線照射業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
清涼飲料水製造業		2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
氷雪製造業		1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計		817	-	-	92	-	-	2	-	-	-	-	-	355

表1-2 改正食品衛生法に基づく許可を要する食品関係営業施設

(R5.3.31 現在)

業種	区分	営業施設数	営業許可施設数		廃業施設数	処分件数						告発件数		調査・監視・指導施設数	
			継続	新規		営業可消命	営業禁止命	営業停止命	改善命	物品廃棄命	その他	無許可営業	その他		
飲食店営業		371	-	215	16	-	-	-	-	-	-	-	-	-	143
調理の機能を有する自動販売機		1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
食肉販売業		7	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
魚介類販売業		26	-	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12
魚介類鏡り売り業		3	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4
集乳業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
乳処理業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
特別牛乳搾取処理業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
食肉処理業		1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
食品の放射線照射業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
菓子製造業		51	-	31	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	22
アイスクリーム類製造業		4	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
乳製品製造業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
清涼飲料水製造業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
食肉製品製造業		1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
水産製品製造業		18	-	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9
氷雪製造業		1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
液卵製造業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
食用油脂製造業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
みそ又はしょうゆ製造業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
酒類製造業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
豆腐製造業		1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
納豆製造業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
麺類製造業		1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
そうざい製造業		33	-	15	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20
複合型そうざい製造業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
冷凍食品製造業		3	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
複合型冷凍食品製造業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漬物製造業		10	-	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
密封包装食品業		2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
食品の小分け業		1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
添加物製造業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計		535	-	299	17	-	-	-	-	-	-	-	-	-	218

(2) 届出を要する食品関係施設

改正食品衛生法第57条の基づく届出業種のうち、管内の届出施設数は496施設となっている。
令和4年度は77施設の監視指導を行った。

届出を要する施設数は表2のとおりである。

表2 届出を要する食品関係営業施設

(R5.3.31現在)

業種		区分	営業施設数	処分件数					告発件数	監視指導施設数
				営業許可取消命	営業禁止命	営業停止命	改善命	物品廃棄命		
旧許可業種であった営業	魚介類販売業(包装済みの魚介類のみの販売)		47	-	-	-	-	-	-	3
	食肉販売業(包装済みの食肉のみの販売)		51	-	-	-	-	-	-	8
	乳類販売業		119	-	-	-	-	-	-	15
	氷雪販売業		2	-	-	-	-	-	-	-
販売業	コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)		67	-	-	-	-	-	-	1
	弁当販売業		10	-	-	-	-	-	-	1
	野菜果物販売業		5	-	-	-	-	-	-	2
	米穀類販売業		2	-	-	-	-	-	-	-
	通信販売・訪問販売による販売業		1	-	-	-	-	-	-	-
	コンビニエンスストア		17	-	-	-	-	-	-	5
	百貨店・総合スーパー		6	-	-	-	-	-	-	4
	自動販売機による販売業(コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)を除く。)		15	-	-	-	-	-	-	1
	その他の食料・飲料販売業		51	-	-	-	-	-	-	15
製造・加工業	添加物製造・加工業(法13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。)		2	-	-	-	-	-	-	-
	いわゆる健康食品の製造・加工業		-	-	-	-	-	-	-	-
	コーヒー製造・加工業(飲料の製造を除く。)		6	-	-	-	-	-	-	1
	農産保存食料品製造・加工業		4	-	-	-	-	-	-	-
	調味料製造・加工業		3	-	-	-	-	-	-	2
	糖類製造・加工業		-	-	-	-	-	-	-	-
	精穀・製粉製造業		1	-	-	-	-	-	-	-
	製茶業		7	-	-	-	-	-	-	2
	海藻製造・加工業		3	-	-	-	-	-	-	2
上記以外のもの(改正法による改正後の法第68条の第3項において準用されるものを含む。)	卵選別包装業		-	-	-	-	-	-	-	-
	その他の食料品製造・加工業		14	-	-	-	-	-	-	-
	行商		2	-	-	-	-	-	-	-
	集団給食施設		40	-	-	-	-	-	-	15
	器具、容器包装の製造・加工業(合成樹脂が使用された器具、容器包装の製造、加工に限る。)		20	-	-	-	-	-	-	-
	露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの		-	-	-	-	-	-	-	-
その他		1	-	-	-	-	-	-	-	
合計			496	-	-	-	-	-	-	77

(3) 福井県食品衛生条例に基づく許可および登録営業施設数

許可および登録営業施設数は表3のとおりである。

なお、令和3年6月の法改正により、福井県食品衛生条例による営業許可のうち、魚介類加工業、漬物製造業は、令和6年5月末までに新法による許可を取得することになっている。

表3 食品衛生条例に基づく営業許可 (R5.3.31現在)

業種		施設数	継続許可数	新規許可数	廃業施設数
許可	魚介類加工業	25	-	-	1
	漬物製造業	14	-	-	-

2 食中毒発生状況

食中毒発生状況は表4のとおりである。

表4 食中毒発生状況 (各年度末現在)

区分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
発生件数	1	1	2	1	1	0	1	1	1	3
患者数(人)	5	4	3	5	1	0	4	1	10	27

3 衛生教育実施状況

講習会の内容は、食中毒発生状況、ウイルス性および細菌性食中毒の予防、異物混入対策、HACCPに沿った衛生管理、食品衛生法の改正等である。

令和4年度に実施した衛生講習会の実施状況は以下のとおりである。

旅館営業者への食品衛生講習会 5回、203人

移動販売業者への食品衛生講習会 1回、2人

食品営業関係者への衛生指導 4回、14人

食品関係の組合、地域の組合団体等への食品衛生講習会 8回、135人

食品衛生責任者対象講習会 4回、528人

研修生、学生への衛生講習会 6回、69人

その他食品関係事業者への衛生講習会 3回、41人

4 ふぐ処理施設届出数およびふぐ処理師数

従来のふぐ処理者の認定基準は各都道府県でばらばらであったが、2019年に認定基準の全国統一化が行われた。そのため、今後もふぐ処理を営む場合、既存のふぐ処理登録者は令和7年3月31日までに新たにふぐ処理師免許を取得することが求められるようになった。そこで、既存のふぐ処理登録者を対象に認定講習会の案内を行い、ふぐ処理師への切り替えを行った。

表5 管内ふぐ処理施設およびふぐ処理師数 (R5.3.31現在)

市町名	ふぐ処理施設数	ふぐ処理師数
小浜市	83	110
高浜町	38	41
おおい町	13	11
若狭町	4	9
合計	135	171

5 調理師・製菓衛生師試験および免許取得状況

調理師、製菓衛生師の登録者数は、令和元年度と比べて減少した。R4年度から調理師試験については公益社団法人調理技術技能センターに委任されたため、受験者数・合格者数の把握をしておりません。

表6 調理師・製菓衛生師の受験および免許取得状況 (各年度末現在)

年度		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
登録者	調理師	59	45	31	33	38	16	39	26	24	24
	製菓衛生師	4	2	6	4	3	2	3	1	1	3
同上累計	調理師	5,577	5,622	5,653	5,686	5,724	5,740	5,779	5,805	5,829	5,853
	製菓衛生師	204	206	212	216	219	221	224	225	226	229
受験者数	調理師	45	25	30	38	24	22	22	21	21	-
	製菓衛生師	6	3	8	2	3	3	3	1	4	3
合格者数	調理師	37	21	17	19	15	11	12	10	13	-
	製菓衛生師	4	1	4	1	1	1	1	0	0	3

6 食品等の収去検査状況

食品等の収去検査状況は表7のとおりである。

表7 令和4年度 食品等の収去検査状況

品目	検体数	検査項目		不適合数		
		理化学検査	細菌等検査	食品衛生法	食品表示法	衛生規範指導基準
魚介類	11	5	3	0	0	0
冷凍食品	無加熱摂取冷凍食品	2	0	2	0	0
	凍結直前に加熱された加熱後摂取冷凍食品	1	0	1	0	0
	凍結直前未加熱の加熱後摂取冷凍食品	1	0	1	0	0
	生食用冷凍鮮魚介類	0	0	0	0	0
魚介類加工品（かん詰・びん詰を除く。）	2	2	2	1	0	0
肉卵類及びその加工品（かん詰・びん詰を除く。）	3	2	2	0	0	0
乳製品	0	0	0	0	0	0
乳類加工品（アイスクリーム類を除き、マーガリンを含む。）	0	0	0	0	0	0
アイスクリーム類・氷菓	2	2	1	0	0	0
穀類及びその加工品（かん詰・びん詰を除く。）	2	0	3	0	0	0
野菜類・果物及びその加工品（かん詰・びん詰を除く。）	7	2	14	0	0	0
菓子類	17	15	2	0	0	0
清涼飲料水	2	2	2	0	0	0
酒精飲料	0	0	0	0	0	0
氷雪	1	0	1	0	0	0
水	0	0	0	0	0	0
かん詰・びん詰食品	1	0	1	0	0	0
その他の食品	32	0	32	0	0	0
添加物及びその製剤	0	0	0	0	0	0
器具及び容器包装	17	17	0	0	0	0
おもちゃ	1	1	0	0	0	0
計	113	51	66	0	0	0

第2章 動物愛護・狂犬病予防

1 動物愛護関係業務

管内にある第一種動物取扱業の12施設（16業種）に立入検査を実施している。

なお、平成30年度から犬猫の保護・引取・返還・譲渡、動物に起因する苦情、適正飼育等の相談は動物管理センターが実施することとなった。

2 狂犬病予防関係業務

犬の登録および狂犬病予防注射業務は、各市町において実施している。当センターでは、福井県動物の愛護および管理に関する条例に基づき狂犬病予防関係業務を実施している。

表1 動物愛護関係業務・狂犬病予防関係業務の状況 (各年度末現在)

区分		年度								
		H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
犬の登録	小浜市	74	101	71	56	71	47	33	64	45
	高浜町	26	29	32	27	27	25	31	28	30
	おおい町	17	33	23	26	21	20	23	17	24
	合計	117	163	126	109	119	92	87	109	99
予防注射	小浜市	927	874	869	836	785	744	676	687	670
	高浜町	402	418	355	347	336	309	313	312	310
	おおい町	304	392	293	296	279	279	278	257	258
	合計	1,633	1,684	1,517	1,479	1,400	1,332	1,267	1,256	1,238

※若狭町（旧上中町）は二州健康福祉センターで計上しているため集計していない。

表2 動物取扱業登録施設数（令和4年度末）

販売	保管	貸出	訓練	展示	施設数
4	9	0	2	1	12

表3 特定動物飼養許可施設数（令和4年度末）

施設数	特定動物の種類	頭数
1	レプタイルス・セルヴァル（サーバル）	1

第3章 環境衛生

ポイント

- ・生活衛生営業施設数は、旅館等の廃止が目立つが、その他の施設では大きな変化はない。
- ・管内の廃棄物許可業者に対し定期的に立入検査を実施し、適正処理を指導している。
- ・一般廃棄物の処理、リサイクル状況については、廃棄物処理の広域化とリサイクル施設の整備が進んでいる。
- ・下水道の整備により、浄化槽の設置件数は年々減少している。

1 生活衛生営業施設

管内の生活衛生営業施設は表1のとおりである。

当管内は、夏期の海水浴シーズンを中心に関西方面から多くの観光客が訪れているが、その宿泊施設として主に旅館が利用されている。しかし、観光客の減少や営業者の高齢化等によって施設数は年々減少傾向にある。

また、旅館・公衆浴場の入浴施設からのレジオネラ症発生防止対策として、自主検査の徹底と行政検査も実施している。

理容所、美容所およびクリーニング所等の施設数については、目立った変化はない。

表1 生活衛生営業施設数

(R5.3.31現在)

業種別	区分	市町別営業施設数					令和4年度状況		
		小浜市	高浜町	おおい町	若狭町	計	許可件数	廃止件数	監視件数
理容所		39	8	9	6	62	1	1	1
美容所		77	25	11	13	126	6	4	76
クリーニング所 (洗濯所)		4	2	2	1	9	0	0	8
クリーニング所 (取次所)		12	3	2	3	20	2	2	2
公衆浴場		1	1	5	3	10	-	1	4
興行場		2	2	3	1	8	1	1	3
旅館業法	旅館・ホテル	75	103	53	7	238	6	7	95
	簡易宿所	22	23	30	13	88	2	3	17
	下宿	-	-	1	-	1	-	-	-
	特例旅館	3	23	-	-	26	26	26	25
	小計	100	149	84	20	353	34	36	137

2 廃棄物

(1) 産業廃棄物許可業者（収集運搬業・処分業）

産業廃棄物収集運搬業許可業者は増加傾向にあり、管内は京都府および滋賀県と隣接していることから、県外許可業者が約68%を占めている。

産業廃棄物処分業者については、建設系廃棄物のリサイクルを行う破砕業者が多数を占めている。

表2 産業廃棄物・特別管理産業廃棄物収集運搬業許可業者数・監視数 (R5.3.31現在)

業種	区分	業 者 数			監 視 数		
		管 内	管 外	計	管 内	管 外	計
産業廃棄物収集運搬業 (積替え保管を除く。)		63	135	198	6	-	6
産業廃棄物収集運搬業 (積替え保管を含む。)		6	-	6	7	-	7
特別管理産業廃棄物収集運搬業		4	20	24	2	-	2
合 計		73	154	225	15	-	15

※特別管理産業廃棄物：爆発性、毒性、感染性を有する産業廃棄物。

表3 産業廃棄物処分業許可業者数・監視数 (R5.3.31現在)

業種	区分	業 者 数	監 視 数
産業廃棄物処分業		14	22
特別管理産業廃棄物処分業		0	0
合 計		14	22

(2) 産業廃棄物処理施設

管内には7施設が設置されている。

表4 産業廃棄物処理施設許可件数の推移 (各年度末現在)

種別	年度								備 考
	H29	H30	R 元	R2	R3	R4	R5		
汚泥の脱水処理施設	2	2	2	1	1	1	1	移動式施設	
木くずの破砕施設	1	1	1	1	1	1	1		
がれき類の破砕施設	4	4	4	4	4	4	4		
安定型最終処分場	1	1	1	1	1	1	1		
合 計	8	8	8	7	7	7	7		

(3) 廃棄物の不適正処理防止

重点監視区域を定め、当センター、市町、警察等で構成する「若狭地域廃棄物不法処理防止連絡協議会」で関係機関と連携するとともに、合同パトロールや休日・夜間パトロールを実施し、不適正処理等の防止に努めている。

3 自動車リサイクル法

平成17年1月1日に自動車リサイクル法が施行され、使用済み自動車の引取り、フロン類の回収を行おうとする場合には登録が、解体、破碎を行おうとする場合には許可が必要になった。

管内の登録・許可業者は表5に示すとおりである。

表5 登録・許可業者数と立入検査数 (R5.3.31現在)

種別	区分	業者数	立入検査数
破碎業		2	3
解体業		3	4
フロン類回収業		5	4
引取業		11	4
合計		21	15

4 ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の処理

PCB廃棄物の保管事業者は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（PCB特措法）に基づき、毎年6月30日までに前年度の保管および処分の状況等について届け出る必要があり、管内の25事業所について届出書が提出されている。

また、県内の高濃度PCB廃棄物は、政府が定めるPCB廃棄物処理基本計画に基づき、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）北海道PCB処理事業所で処分する必要がある。

なお、低濃度PCB廃棄物については、無害化処理認定施設等で処分する必要がある

処分期限

高濃度	変圧器・コンデンサー(3kg以上)・PCB油：令和4年3月31日 安定器・小型電気機器(3kg未満)・汚染物等：令和5年3月31日
低濃度	令和9年3月31日

5 浄化槽

管内の浄化槽設置施設数は表6のとおりである。浄化槽に関する法律や構造と正しい使用方法を周知し、適正な維持管理の徹底と快適な生活環境づくりを図るため、新規の浄化槽設置者に対して講習会を毎年実施している。

なお、高浜町および若狭町では、浄化槽法に関する事務の一部に係る権限が移譲されている。

表6 管内（市町別）浄化槽設置数等の概況 (R5.3.31現在)

市町名	区分	浄化槽数	内合併浄化槽数	届出数	廃止数	7条検査実施状況(設置後の水質検査)	11条検査実施状況(定期検査)	浄化槽工事登録数	浄化槽保守点検登録数
小浜市		604	343	8	3	8	396	7	1
高浜町		-	-	-	-	-	-	8	2
おおい町		180	154	3	5	3	157	2	1
若狭町		-	-	-	-	-	-	4	0
合計		784	497	11	8	11	553	21(県外4)	4(県外1)

6 飲料水

管内の水道施設数は表7のとおりである。

なお、小浜市の専用水道および簡易専用水道に係る事務は移譲されている。

表7 水道施設数

(R5.3.31 現在)

市町名	区分	上水道	簡易水道	専用水道	飲料水供給施設	簡易専用水道
小 浜 市		1	14	-	3	-
高 浜 町		1	4	1	2	11
お お い 町		0	5	2	4	9
若 狭 町		1	1	0	0	9

7 その他（特定建築物、墓地等、温泉）

特定建築物とは、興行場、百貨店、店舗、事務所、学校などに利用される相当程度の規模の建築物のことで、管内に特定建築物は33施設ある。

なお、小浜市、おおい町および若狭町の墓地、埋葬等に関する法令の事務の一部は権限が移譲されている。

表8 特定建築物等施設数

(R5.3.31 現在)

市町名	区分	特定建築物	建築物衛生管理業登録業者	火葬場	墓 地	納骨堂	温 泉 (源泉)
小 浜 市		12	2	-	-	-	-
高 浜 町		9	7	2	106	0	1
お お い 町		9	1	-	-	-	2
若 狭 町		3	0	-	-	-	-
合 計		33	10	2	106	0	3

第4章 環境保全

ポイント

- ・管内の水質汚濁防止法等の環境保全関係の法律に基づく届出事業場数は、近年ほぼ横ばいの状態である。
- ・令和4年度は、従来からの地下水継続監視地点のうち2地点において環境基準を超過しており、その他の調査結果はいずれも基準に適合していた。
- ・令和4年度に当センターに寄せられた公害に関する苦情は、粉じんや不法焼却等に関するものであった。

1 公害防止関係法令届出状況

届出施設の設置工場・事業場は小浜市に多く、管内の約60%を占める。これらの施設の数および届出状況は、表1のとおりである。

なお、おおい町、若狭町および高浜町の一般粉じん発生施設の設置届出等の事務は各町に権限が移譲されている。

表1 公害防止関係法令届出施設 設置工場・事業場数（令和4年度末）

法令	種類	小浜市	高浜町	おおい町	若狭町	合計
大気汚染防止法	ばい煙発生施設	13	5	4	6	28
	一般粉じん発生施設	4	-	-	-	4
	水銀排出施設	1	1	1	0	3
水質汚濁防止法	特定施設	244	70	49	38	401
ダイオキシン類対策特別措置法	特定施設	1	3	1	4	9
福井県公害防止条例	特定施設	3	3	1	1	8

（電気事業法、ガス事業法、鉱山保安法に基づく通知施設を除く。）

2 環境調査、行政検査実施状況

福井県では毎年度、「地下水の水質の測定に関する計画」に基づく水質検査を行なっている。令和4年度は表2-1のとおり、管内の4地点で地下水環境基準項目等を対象とした概況調査を実施しており、いずれの地点でも環境基準に適合していた。過去の調査で汚染やそのおそれが判明した地点については、当該検査項目について継続監視調査を実施し、水質をモニタリングしている。

また、福井県では毎年、県内における大気、水質、土壌のダイオキシン類濃度の環境調査を実施しており、令和4年度の管内での調査地点は表2-2のとおりである。

令和4年度は継続監視調査2地点で環境基準を超過していた。

届出のあった工場・事業場・作業現場については、表2-3のとおり必要に応じて立入検査を実施している他、行政検査により、排ガス・排水等の基準適合状況を確認している。

表 2-1 地下水調査結果（令和 4 年度）

調査区分	市町村	地点名	基準超過 地点数(注)	そ の 他
概況調査	小浜市	千種	0/1	
	高浜町	和田	0/1	
		子生	0/1	
	若狭町	下タ中	0/1	
継続監視調査	小浜市	下竹原	0/2	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
		駅前町	0/1	1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン
	高浜町	菌部	1/1	砒素
		東三松	1/1	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
		立石	0/1	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

注：環境基準超過地点数／調査地点数

表 2-2 ダイオキシン類環境調査結果（令和 4 年度）

調査区分	市町村	地 点 名	基準適否
大気	小浜市	谷田部	適
地下水	若狭町	下タ中	適
土壌	おおい町	本郷	適
		万願寺	適

表 2-3 公害防止関係法令届出施設への立入検査数および行政検査数（令和 4 年度）

法令		立入検査数	行政検査数	基準適否	そ の 他
大気汚染防止法	ばい煙 発生施設	7	0	-	
	一般粉じん 発生施設	1	0	-	
	特定粉じん 排出等作業	4	0	-	
	水銀排出施設	0	0	-	
水質汚濁防止法		22	12	適	
ダイオキシン類 対策特別措置法		6	1	適	

3 公害苦情

令和 4 年度における公害苦情件数は表 3 のとおりであり、主に油流出に関する苦情であった。

表 3 公害苦情件数（令和 4 年度）

苦情内容	大気汚染	水質汚濁	その他
件 数	2	0	4
備 考	粉じん		不法焼却等

第7編 地域活動の支援

第1章 研修

ポイント

R4年度は、新型コロナウイルス感染症対応により関係職員の資質向上を目的とした研修事業や研究会等は縮小および中止となったが、地域包括支援センター連絡会や臨床医師研修、看護系大学の公衆衛生看護学実習等は、感染防止対策を徹底しながら受け入れを行った。

1 地域保健福祉環境関係職員研修事業

地域特性に対応した複合的で質の高いサービスを提供できるよう、地域保健・福祉環境関係職員の資質の向上を図ることを目的に、嶺南地域で研修を企画・実施している。(表1)

研修に関して、実施計画の策定、実施および評価についての検討を行うために、嶺南地域で企画検討委員会を開催し、企画・実施している。

令和4年度は、企画検討委員会は未実施。

表1 研修実施状況

回	第1回	第2回	第3回
テーマ	「若狭管内の乳幼児健診の取り組みからみた分析結果について」	「市町巡回報告会と今後の取り組みについて」	「児童福祉施設における感染症対策について」
対象	管内市町母子保健担当者	管内市町母子保健担当者、管理的な立場の方	児童福祉施設関係者
実施日	令和4年10月12日(水)	令和5年3月7日(火)	令和5年2月13日(月)
会場	若狭健康福祉センターハイブリッド型(Teams)	若狭健康福祉センター	若狭健康福祉センターハイブリッド型(Teams)
内容	①母子保健SVによる分析結果 ②意見交換 ③今後の方向性と具体的な活動について	①母子保健SVによる市町巡回報告 ②健診の特徴について各市町より報告 ③意見交換 ④今後の取り組みについて	①新型コロナウイルス感染症発生時の考え方について ②感染症発生時の対応について ③「家庭における児の排便時のおむつ交換に関するアンケート調査」結果報告 ④講義「児童における感染症対策について」
参加数	16名	16名	47名

2 若狭地域保健研究会

地域において活動している保健等関係職員が、住民の健康増進を図るための総合的な保健対策が展開できるよう、関係職員による地域課題の研究、相互の研修、情報交換を実施している。※令和4年度は未実施

第2章 介護保険

1 介護保険制度の現状

管内の要支援・要介護認定者は以下のとおりである。(表1)

表1 要支援・要介護認定者数

(単位：人)

市町名	年度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
小浜市	30	42	183	237	417	349	258	169	1,655
	R元	62	184	214	461	358	265	167	1,711
	R2	77	194	273	413	296	296	165	1,714
	R3	78	202	277	419	301	302	170	1,749
	R4	58	185	224	406	306	323	183	1,685
高浜町	30	49	120	103	128	86	88	46	620
	R元	46	100	86	128	90	93	61	604
	R2	36	105	76	119	104	89	45	574
	R3	36	106	76	120	105	90	48	581
	R4	33	103	73	134	107	86	38	574
おおい町	30	25	84	78	81	62	74	57	461
	R元	24	64	69	104	89	57	55	462
	R2	29	79	78	102	81	66	52	487
	R3	29	79	79	102	84	66	53	492
	R4	30	87	83	97	81	61	35	474
若狭町*	30	32	128	121	256	179	136	97	949
	R元	31	149	142	240	195	127	92	976
	R2	43	141	143	218	170	164	93	972
	R3	43	147	143	219	176	167	97	992
	R4	55	145	157	196	153	163	88	957
管内	30	148	515	539	882	676	556	369	3,685
	R元	163	497	511	933	732	542	375	3,753
	R2	185	519	570	852	651	615	355	3,747
	R3	186	534	575	860	666	625	368	3,814
	R4	178	527	542	839	653	639	349	3,727
県内	30	3,299	5,058	8,135	8,023	6,275	6,034	3,972	40,796
	R元	3,303	5,199	8,191	8,265	6,332	6,109	4,088	41,487
	R2	3,457	5,212	8,419	7,862	6,240	6,062	3,870	41,122
	R3	3,510	5,327	8,498	8,011	6,337	6,136	3,953	41,772
	R4	2,913	4,825	6,689	7,037	5,637	5,065	3,393	35,559

2 地域包括支援センター連絡会

各市町の地域包括支援センター業務の充実・強化を図ることを目的に、管内の地域包括支援センターの情報交換や勉強会の場として、平成 22 年 10 月から地域包括支援センター連絡会（管内市町と美浜町が参加）を 2 か月に 1 回開催している。（表 2）

表 2 令和 4 年度地域包括支援センター連絡会実施状況

	開催日・場所	内 容	担 当	参加数
第 1 回	令和 4 年 4 月 20 日(水) 若狭健康福祉センター	中止		
第 1 回	令和 4 年 6 月 15 日(水) 若狭健康福祉センター	顔合わせ・計画・担当者振り返り	若狭健康福祉センター	14 人
第 2 回	令和 4 年 8 月 17 日(水) おおい町保健福祉センター 健診室	職種ごとの情報交換会 職種：主任ケアマネージャー、生活支援コーディネーター	若狭健康福祉センター	10 人
第 3 回	令和 4 年 10 月 19 日(水) 若狭健康福祉センター	職種ごとの情報交換会 職種：管理職、認知症関係	若狭健康福祉センター	16 人
第 4 回	令和 4 年 12 月 21 日(水) 若狭健康福祉センター	職種ごとの情報交換会 職種：社会福祉士、保健師	若狭健康福祉センター	9 人
第 5 回	令和 5 年 2 月 16 日(水) 若狭健康福祉センター	年度実績まとめと次年度新規事業について	若狭健康福祉センター	8 人

3 介護保険制度および在宅医療の推進に向けた支援

介護保険制度の推進を図るために、各市町や機関への支援を実施している。

(1) 地域ケア会議、地域包括支援センター運営協議会への支援

小浜市地域包括支援センターが開催する会議に委員として参加。

(2) 高齢者の権利擁護支援体制整備事業

各市町の高齢者虐待防止ネットワーク会議に委員として参加。

(3) 地域包括リハケアシステム推進事業

令和 2 年度から令和 4 年度はなし。

(4) 医療と介護の連携に関するアンケートの実施

令和 2 年度から令和 4 年度はなし。

(5) 退院支援ルール策定に関する病院・ケアマネジャー会議の開催等

令和 2 年度から令和 4 年度はなし。

第3章 臨床医師研修

当センターでは、杉田玄白記念公立小浜病院の医師卒後臨床研修プログラムによる「地域保健・医療研修」を受入れている。(表1)

表1 臨床医師研修 受入れ状況

期 間	人数
令和4年5月9日～5月13日	1人
令和4年6月13日～6月17日	1人
令和5年3月6日～3月10日	1人

第4章 看護系大学の公衆衛生看護学実習等

平成29年から、敦賀市立看護大学の公衆衛生看護学実習の学生を受入れている。(表2)

表2 敦賀市立看護大学 公衆衛生看護学実習 受入れ状況

期 間	人数
令和4年5月9日～5月20日	3人
令和4年6月13日～6月24日	3人

また、令和2年度からは、西大和学園大和大学 保健医療学部看護学科（大阪府）の公衆衛生看護学総論実習の学生を受入れている。(表3)

表3 大和大学看護学科 公衆衛生看護学総論実習 受入れ状況

期 間	人数
令和4年10月11日～10月14日	5人

第5章 医学生の臨床実習

令和3年度から福井大学医学部医学科の地域包括ケア実習の学生を受入れている。(表4)

表4 福井大学医学科 地域包括ケア実習 受入れ状況

期 間	人数
令和4年7月7日（木） 令和4年7月8日（金） 各日11：00～12：00	12人

第6章 栄養士の臨床実習

近畿圏の大学および仁愛大学の公衆栄養学臨地実習の学生を受け入れている。(表5)

表5 栄養学生 受入れ状況

期 間	大学名	人数
令和4年8月23日～8月29日	仁愛大学	1人

第8編 健康危機管理

第1章 健康危機管理対策

ポイント

- ・健康危機に迅速かつ適切に対応するため、所内の健康危機管理体制の整備および人材育成のための研修や訓練を実施している。
- ・新型コロナウイルス感染症については、医療機関、市町等と緊密な連携を図りながら、医療・療養体制の確保及び感染防止対策を進めてきた。

1 健康危機管理対策の現状

健康危機とは、毒劇物、食中毒、感染症および大気その他何らかの原因により、県民の生命と健康の安全を脅かす事態である。平成23年の東日本大震災以降、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の制度化に関する検討がなされ、平成29年7月5日厚生労働省の通知「大規模災害時の保健医療活動に係る体制整備について」では保健所において保健医療活動チームの指揮又は調整等の実施、保健医療ニーズ等の収集及び整理・分析を行うことが示された。

福井県では、健康危機に迅速かつ適切に対応するため、平成17年5月に「福井県健康危機管理対応要領」、災害時の対応については、平成26年3月に「福井県災害時健康福祉センター活動指針」策定された。

当センターでは、平成26年4月に「若狭健康福祉センター健康危機管理対応要領」、「災害時若狭健康福祉センター対応要領」を作成した。平成30年度には所内に健康危機管理委員会の設置、災害直後に参集した職員誰もが、当センターの初動対応ができるようにアクションカード（AC）を作成した。毎年、健康危機管理体制の整備および健康危機管理に従事する人材の育成のための研修や訓練等を行っている。（表1）

新型コロナウイルス感染症対策では、相談対応、積極的疫学調査、医療機関への受診調整、自宅療養者・濃厚接触者への健康観察、感染予防の普及・啓発、地域の感染状況の把握・分析等の業務を行い、管内における医療・療養体制の確保及び感染防止対策を進めている。

表1 令和4年度所内研修および訓練等実施状況

種別	月日	内容	参加数
所内研修	令和4年 6月1日 6月3日	○新型コロナウイルス感染症対応について ・積極的疫学調査様式の変更について ・濃厚接触者への対応の流れについて	19
	令和4年 6月30日 7月1日	○患者搬送車両（エボラ車）の操作説明について ・車両の操作の実際について	17
	令和4年 9月14日	○9月14日以降の新型コロナウイルス感染症に係る 発生届の限定化について	17



福井県嶺南振興局

若狭健康福祉センター

〒917-0073 福井県小浜市四谷町 3-10
TEL (0770) 52-1300 FAX (0770) 52-1058
Eメール w-fukusi-c@pref.fukui.lg.jp